

## 第 2 回 自動車登録のあり方に関する検討会

日時：平成 22 年 12 月 3 日（金） 16：00～18：00

場所：国土交通省共用会議室 5（中央合同庁舎第 2 号館）

### 〈議事次第〉

1. 開会
2. 事務局からの資料説明
3. 討議
4. 閉会

「自動車登録のあり方に関する検討会」第2回会合主要議題

＜封印制度について＞

○ 封印制度を維持する必要性は何か。封印制度を無くした場合のメリット、デメリットは何か。

- － 封印の有無と所有権の公証は、一体不可分といえるか。封印がなくとも、自動車登録ファイルに登録されたことをもって、所有権の公証はされているのではないか。
- － 封印をやめた場合、自動車盗難、使用者による無断譲渡などのトラブルは増えるといえるか。軽自動車については封印を行っていないが、このことによってどのような不都合が生じているか。
- － 小型船舶においては所有権の公証が行われており、登録番号の表示が義務づけられているが、封印に類する制度はない。このことによる不都合は無いのか。

○ 封印の管轄表示・施封の管轄を全国統一することとしてはどうか。

- － 仮に封印を維持する場合でも、管轄地域毎に種類（文字表示）が異なり、かつ、管轄地域で行うこととしている実態は、自動車流通上の妨げになっているのではないか。

○ 封印の委任制度（甲種・乙種・丙種）について、見直しを行うこととしてはどうか。

- － 封印の委任制度についても、現在の甲種・乙種・丙種の種別について、非効率となっている面はないか。

＜管轄制度について＞

○ 自動車の登録制度に関する管轄制度を維持する必要性は何か。管轄制度をなくした場合のメリット、デメリットは何か。

- － 登録については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所においてのみ行うことができる。自動車の継続検査と同様、全国どこでも登録できるようにすることによるメリット、デメリットは何か。
- － 管轄制度をなくしたときのナンバープレート上の地名表示はどうか（新規登録した支局等の表示をそのまま引き継ぐか、あるいは、地名なしの全国統一プレートにするか）。
- － 現行制度では、管轄をまたぐ住所変更等の手続の場合、現車の持ち込みが必要となる。管轄制度をなくすことによって、現車持ち込みが不要となり、住所変更等の手続きが促進されることになるか。逆に（自動車の所在地とナンバープレートの地名との不一致が公式に許容されることにより）変更手続きのインセンティブを下げることになるか。

「自動車登録のあり方に関する検討会」に向けて（各運輸局の意見等）

－ その 1 －

1. 封印制度のあり方について

○封印制度を維持する必要性は何か。封印制度を無くした場合のメリット、デメリットは何か。

〈封印制度を無くしてもよいとする意見〉

- ・封印制度のあるなしが登録業務に影響するとは考えていない。封印制度をやめても特に問題はないと考える。
- ・かなり以前にも「封印は無くても良いのでは」という話があったように思いますが、無いと問題が起きるというケースは考えが浮かびません。ただ、警察は封印の無い車を見つけると不審車と見る材料の1つになっているのかも分かりませんが。また、偽造ナンバーをつける輩が封印で苦勞するという話は聞いた事があります。だから、却って封印の盗難が起きるのだろうとは思いますが、封印があるから自動車やナンバーの盗難が防止できているというようには思えません。
- ・封印は廃止。転入では車両を持ち込まなくても良い。ユーザーの責任でナンバーを取り付ける。
- ・封印制度の廃止。理由としては、現行社会の中で封印を行っているにもかかわらず、すぐにこじ開けられるような現行制度では重要性が感じられない。

〈封印制度を維持すべきとする意見〉

- ・封印がなくなった場合、これまで以上に盗難の横行・トラブルが増えると考えられることから、制度の維持は必要である。
- ・登録自動車は封印があることにより、一定の秩序が保たれているものと考えられる。封印の無い軽自動車の実態はわからないが、登録自動車は軽自動車に比較してその車両価値が高く盗難等犯罪や不正輸出などの未然防止といった観点から現行の状況が望ましいと考える。
- ・軽自動車についてはサイズや排気量（660CC以下）等の制限があるので、車両価格にも自ずと限度がある。普通乗用車より高価な軽自動車もあるが相対的には少数であり、軽自動車を同列に論じるには無理があるのではないかと。封印があるために盗難車へのナンバーの付け替え等の不正が抑えられていると考える。
- ・封印制度についても軽自動車との比較により不都合はないのではないかとしているが、制度を廃止することにより封印取付受託者も無くなる。自動車販売店によるナンバーの取付行為は軽自動車であっても登録車の取付受託者が行っていると思われ、登録車同様に車検証、車台番号と照合のうえ取付を行っているはずである。封印制度がなくなり、誰でもナンバーの取付ができるようになれば現状より遙かに多くのトラブルが発生するのは容易に想像のつくことである。また、1世帯に1台以上に普及して長く国民生活に密着し、外見上全く同じと言って良い車が何台も存在する自動車と船舶を同一に論じるのは暴論以外の

## 【資料2-1】

何ものでもない。

- ・封印制度については、新規登録や名義変更等によりナンバープレートが交付された際に車台番号・自動車検査証・ナンバープレートを確認したうえで封印を行うことにより、ナンバープレートと車両の同一性が確保され、所有権の公証による所有者保護を確実にしている。また、封印を行うことにより、ナンバープレートが容易に取り外せない等盗難を抑止する効果がある。封印制度を廃止した場合には、ナンバープレートの付け違い、ナンバープレートが変更になっているのに、ナンバープレートが付け替えられていない等、ナンバープレートと車両の同一性が保たれない状況が発生する、ナンバープレートの盗難が増加する等の可能性が有る。
- ・無封印状態の登録自動車は、当該自動車の自動車登録番号標であるということを、外見上、保証されているものとは言えない。
- ・使用者による無断譲渡は封印と連動しているとは想定されないが、封印がなくなれば、少なくとも盗んだ他車のプレートを取りつけて販売することが容易にできることになる。
- ・警察にとっては重要であるとのことで、警らにおいて無封印車両については、支局等に照会がなされ盗難車両でないか（車両状態、所有者、使用者名など）の確認をしている。
- ・封印時に現車と車検証の車台番号を照合するので、車の入れ違いや、誤登録の防止になっている。勝手にナンバープレートを付け替えたりすることが容易となり、盗難等の増加が危惧される。現車持ち込みの負担はあるが、盗難等の防止には役立っていると考える。
- ・封印制度は現行の手続きの中で、複雑さを招いているもののひとつだが、これも廃止するなり、或いは大幅な簡素化により封印の意味をなくしてくればこれも所有権公証の崩壊につながることは明白。

〈封印制度を維持しつつ封印を全国統一すべしとする意見〉

- ・制度を維持した上で、全国統一封印にすることは支障がない。（ユーザー利便向上）
- ・封印のない軽自動車については、ナンバーの付け間違いが発生するときがあるようだ。その様な場合、軽自動車検査協会では、相談には応じるが、原則的に当事者同士に任せていると聞いている。普通車の場合も、封印制度を無くしたときは同じような問題が発生することが予測される。封印制度をやめると、事務手続きが軽減されることは間違いのないと思われる。特に封印委託の事務量はおおいので、メリットは大きいと思われる。しかし、封印制度をなくしたときに、大きな問題は起こらないと思うが、急に変更することはあらゆる部署で混乱が生じるおそれがある。よって、封印制度は現状のままで、全国統一した封印を使用するのがよいと思う。
- ・所有権公証による取引の安全確保、偽造ナンバープレートの横行を防止する等の理由により封印は必要と考えるが、現在、再封印に備え、全国の封印を保管しているが事務の簡素化を図る為、全国統一様式の封印にしても良いのではないか。既に富士山ナンバーでは、「静岡封印」と「山梨封印」が混在している。

## 【資料2-1】

- ・所有権公証が必要であり、封印制度は欠かせないと思う。ナンバーの付け替えが簡単にできてしまうと、盗難車のナンバー付け替え等深刻な問題が生じてくる。しかし、現在の封印委託制度は、委託できる範囲が複雑なものとなっており、考え方や封印の形状、委託範囲の大幅な緩和・簡素化等を行い、全国统一して、どこの運輸局でもできるようにすべきである。
- ・「封印制度」については、現在全国の封印を保管してどこの封印でも施封可能としているが、いっそのこと封印を統一すれば無駄な封印を保管する必要がなくなる。
- ・警察では不審車両の判断として、車に封印があるかどうかを一つの目安としてパトロールしており、また、軽自動車には封印がないことからナンバーを容易に付け替え犯罪におよぶケースが多いことから、犯罪防止の観点からも引き続き封印制度は必要であると思われる。しかし、現制度では都道府県単位で封印が異なっているため、他県で登録する場合には車の持ち込みが必要となり、事業者等に大きな負担となっていることから、全国一律の封印とし車を持ち込まずに自県で封印が出来るような制度改正が必要です。
- ・封印の重要性は、自動車が真正な自動車登録番号標を取り付けて運行の用に供されることを担保するためのものであり、何れの支局で施封されたかが必要となるのではなく、施封していることで真正なものと判断しているものである。
- ・自動車の登録制度は、民事のみならず、利用実態把握、盗難防止、安全確保等幅広い行政目的をもった制度であり、この自動車を特定するための基本となるのが、登録番号であり、封印制度である。現在でも偽造等が行われているものの、一定の歯止めとなっているのではないかと。封印制度をなくせば、登録番号の付け替え等が容易に出来ることとなり、同一性の確認等が困難となるケースが増え、トラブルも増加するもの考える。封印の全国統一化等、簡素化は図るべきであるが、制度そのものは維持すべき。

### 2. 管轄制度のあり方について

○自動車の登録制度に関する管轄制度を維持する必要性は何か。管轄制度を無くした場合のメリット、デメリットは何か。

〈管轄制度を維持すべきとする意見〉

- ・管轄主義をなくすことは、適正な手続きをしないことを助長させることとなるのではないか。住所変更等手続きを行ってもナンバーが変わらなければ、手続きをしない場合が多くなるのではないかと。また、車庫逃れ登録の増加も懸念される。
- ・現状では、ナンバープレートの表示で使用の実態が確認でき、それにより変更登録等の手続きがなされているという判断もできるが、ナンバープレート変更をしなくてもよいことになれば、変更登録そのものをしなくてもよいと言うところに結びつく恐れがあるのではないかと。また、ナンバープレートの表示が管轄のエリアであることにより、事件・事故等の交通安全面や初動捜査など社会秩序を維持することに役立っている事実もあるので、管轄主義をなくして全国どこでも変更なしで良いとは考えられない。

## 【資料2-1】

- ・管轄を廃止した場合には、ナンバープレートが即日用意できない状況となり、その間利用者が自動車を使用できない状況が発生する。ナンバープレートの変更を伴わない移転・変更等を他の管轄でも出来るようにすることも考えられるが、この場合も車関係の本社・営業所の所在地に近い支局・事務所に業務が集中する可能性は高いため、上記のような状況が発生する。
- ・管轄変更してもナンバープレートの変更をしないとした場合、人気のナンバーのファイルだけ増えるような事態が起こりうる。また、税の管理（ナンバーで一目瞭然だった物が、住所を見なければどこの所属か分からなくなってしまう。）や警察の照会（犯罪や事件のための申請書の照会）など不都合が生じる。しかし、全国統一した番号を新たに作る場合、システムの変更等莫大な費用がかかるので、現状のままが良いと思われる。
- ・継続検査については、旅行中に車検切れが発生した場合等は運行できなくなるため、どこの管轄でも検査は必要であるが、登録においては、住所が変われば住民登録するのと同じで、管轄で行うべきである。
- ・輸出届出、解体届出等の手続に見られるように、管轄主義をなくしてしまうと一部の支局に業務が集中することが予想され、支局による業務量のアンバランスが今以上に拡大する恐れがあります。また、保管場所証明の不要な地域等、全国の内容を把握したうえで書類審査を行う必要があります、職員の負担が大幅に増加し対応が困難となることから、管轄制度は維持すべきです。

〈管轄制度には見直しの余地ありとする意見〉

- ・管轄主義の見直しには検討の余地が大いにあると考える。ただし、外的には犯罪抑止効果（車庫とばしや他県ナンバーは目立つ等）、ナンバー購入代金の節約、内的にはナンバー払底対策、定員配分の基礎データになるなど管轄主義のメリットもある。ただ、管轄主義を無くした場合、使用実態の把握という点でどうなのかなとは思いますが（使用の本拠の位置は必要ないのか）。
- ・船舶番号のように終生変わらない番号制度の検討も必要ではないか。
- ・登録番号標を変えなくていい制度としては同一県内であればいいなどあるが、保管場所や使用本拠の位置について一定の制度制定が必要か。車庫証明書の必要性を警察がもとめている点。船舶の内容で船舶番号など変わらないものは車台番号（職権打刻はあるもの）か、これを生かす方法があれば逆に登録番号は多少一定程度同じでもよいか
- ・管轄をなくしてしまうという意見、また、現在の県単位からもっと広範囲（例えば運輸局単位）に広げる案。利用者負担の軽減になるのでは。
- ・番号標から支局文字を削除して基本的に一生番号が変わらないように（本籍ナンバー）する。
- ・管轄主義を解除した方が良いと思われるものは、抵当権・嘱託があげられる。抵当権については、抵当権設定契約をして速やかに最寄りの支局・事務所で設定ができる。嘱託については、民事保全法の処分禁止仮処分など時間レベルで有効性が問われる場合、裁判所から最寄りの運輸支局・事務所で処理ができればもっと効果が期待できる。一般の登録では、行政登録としては自動車登録番号による管理ができなくなることが問題であり、車庫とば

## 【資料 2 - 1】

- しやナンバー取りのための架空住民登録の発生が懸念される。ナンバープレートの変更については、番号の払底を心配する必要がなくなることから、検討の余地はあると思います。
- ・ 名義変更手続きについては、ナンバー変更（地域毎にナンバーを変更する事は、地域への帰属、ご当地ナンバーの例からも必要。）を伴う場合、取得税が発生する場合等があり何処の支局、事務所でも手続きが出来るとする事は困難と考えるが、抹消手続きについては管轄制度から除外し、最寄りの支局、事務所で手続き可能とし利便の向上を図る。
  - ・ OSSの推進を図るのであれば、管理が一元化されているため、あえて管轄を定める必要性が乏しいと考えます。もし、必要とされるならば、自動車を初めて登録した運輸支局を本籍地と同様にし、手続きは全国どこでも可能という方が、登録制度を利用してもらうには良いと考えます。
  - ・ 「管轄制度」については、ナンバー変更を伴わない登録、抹消登録はシステムとして可能となれば、管轄を持たせずどこでも処理できれば利便性が向上するものと考える
  - ・ 管轄主義を即時なくすというのは、現行上、現場では想定できないところであるが、抹消登録、諸元の変更など最寄りの支局等で申請できるように見直すことも必要であると思われる。
  - ・ 自動車の同一性が確保されていれば問題はないのではないか。ナンバープレートも変更する必要性はないものと考える。
  - ・ 管轄主義をなくせば、一定の支局・検査登録事務所に申請が集中する恐れがあり問題。申請者も長時間待たされることとなり、却ってサービスの低下を招く。どこで申請したらよいかわからなくなり、申請者に混乱が生じる。ナンバープレートは全国一連番号となり、管理が複雑となる。所在地を表す地域名がなくなるため、個性のないナンバープレートに加えご当地ナンバーもなくなることから、観光面を始め経済的に悪影響を及ぼすことも否めない。希望ナンバーも継続できなくなる。どこに所在する車かがわからなくなり、規範意識が低下し犯罪増の恐れがある。苦心して希望ナンバーを取得したユーザー等が他県へ管轄変更入りすると番号が自動的に変わってしまうといった不満はなくなる。管轄変更入りの場合の現車持ち込みの負担がなくなるといったメリットはある。

「自動車登録のあり方に関する検討会」に向けて（各運輸局の意見等）

－ その 2 －

1. 封印制度のあり方について

○封印制度を維持する必要性は何か。封印制度を無くした場合のメリット、デメリットは何か。

〈封印制度を無くしてもよいとする意見〉

- ・封印制度を廃止するメリットとしては、支局等への番号標の変更となる申請も自動車の持込みは不要となることから、混雑緩和が見込まれ、住所変更などは免許証を所持しない家族等が代理人として申請に出向くことも可能となり、変更登録手続き等の促進が図れることも考えられる。
- ・封印の有無が所有権の公証に影響があることが正常だとは思われない。所有権の公証は登録ファイルに登録されることによって行われると理解し、封印は自動車の運行要件の一つであると考え、封印制度は所有権の公証とは切り離して考えるべきである。そうすると、所有権の公証という面からは封印制度を維持する必要性はなくなり、また、車の運行要件としても軽自動車も封印無しで運行している実態で何らの問題が発生していない状況では、運行要件としての封印をユーザーに理解させることは至難の業であるとする。よって、封印制度が無くても大きな問題になるとは考えていない。封印制度を無くした場合のメリットは、封印に関する業務が全て無くなり職場の業務簡素化になること。デメリットは無いとする。
- ・登録ファイルに登録することをもって、所有権の公証が行われることは当然のことであり、封印が施封されたことで所有権の公証が行われるものではない。封印は所有権の公証を担保するひとつの手段であり、車両法が施行された当時には、封印の施封は、国土交通大臣或いは国土交通大臣から受託された交付代行者が施封することを想定していたものと思われる。その限られた一部の権限を有すものが車検証、車台番号とプレートを確認し施封することで、確実な登録が行われ、封印によりその確実な登録が担保され、所有権の公証がなされたと解していたものと考えます。しかしながら、現在では数多くものが封印の委託を受けており、封印制度が形骸化しているのが実態であり封印制度自体の存在に疑問を感じます。
- ・封印をやめたからといって、所有権の公証がある限り、自動車の盗難や使用者による無断譲渡などのトラブルが増えるとは考えていない。登録車と軽自動車がよく比較されるが、登録車と軽自動車の違いは封印の有無ではなく、所有権の公証の有無であり、封印で登録車と軽自動車を比較すること自体愚の骨頂である。封印の有無でトラブルの増減を語ることは意味を持たない。軽自動車は自動車の後発であり、出現した当時は、登録するまでもなく届出さえしておけば良いだろうとの考え方ではなかったか。車庫証明も当時は不要だったではないか。軽自動車が急激に普及したときに届出から登録に切り替えておくべきであったと考えている。よって、封印に関しての不都合などは考えられない。
- ・封印をやめたからといって、自動車盗難、使用者による無断譲渡などのトラブルが単純に増えるとは考えられない。しかしながら、現状で無封印の車両を見かけることは稀であり、封印制度を廃止した場合にプレート付け替え等の抑止力が低下することの可能性はある。ただし、現在でもプレートの付け替え等の行うものはおり、封印が抑止力になっているかは疑問である。

## 【資料 2 - 2】

- ・封印が無くともユーザー自身が専用工具無しには取り外しが出来ないボルト等の方法で盗難を防止できる。
- 〈封印制度を維持すべきとする意見〉
- ・自動車は、街中を走行する移動用具であり、極めて高度な安全性の確保が保有に際して求められ、また、譲渡・売買等に際しての取引安全の保護が社会的要請として行政に求められていることから、取り付けられた自動車登録番号標が当該自動車のものであるという真正が必要であり、そのことと海上を走行する小型船舶と比べることは適切ではないと思料する。
- ・自動車登録ファイル内容を反映した自動車検査証の自動車登録番号、車台番号が現車と同一であることを確認して施封することから、所有権の公証と一体不可分となっていると考える。(自動車登録ファイルに登録されても、ナンバープレートと当該車が一致していなければ所有権公証を担保しているとは言えない。)
- ・施封の管轄をなくせば、どこで施封を受ければよいかの拠り所がなくなるので、却ってユーザーの混乱を招く恐れがある。
- ・現行制度に対する、ユーザー等からの不満の声は特段なく、現行の制度が定着しており、自動車流通上の妨げになっているとは思わない。
- ・封印の文字統一のメリットは支局間の封印のやりとりがなくなる、つまり管理替の手続きがなくなるという以外考えられません。これは、一般ユーザーには関係のないことであり、当局の都合で表示を統一するというだけでしかありません。表示が全国一緒なら「無くても良いんじゃない」との意見が遅からず出ることでしょう。施封の管轄を全国統一するメリットは何かを考えたとき、無封印車はどこでも封印を受けられると云うことであるが、これは現在では再封印のみ行われている。管轄をはずすよりは再封印に限定した取扱いをフリーにした方が良いのではないかと考える。表示の統一は管轄の全国統一となり、表示の現状維持は限定した取扱いを解除することで結局同じ結果になるのではないのでしょうか。一般ユーザーが困っているのは封印して貰えないことであり、表示の問題ではないと考えています。支局の年1回の手間隙を考えるよりは、支局などで全ての封印が出来ることにした方が管轄をなくすと云うことに繋がると考えます。
- ・効率性やユーザー利便ばかりを追求するあまり、封印の受託範囲を拡大したために封印制度が形骸化したものと考えています。不便だから便利な制度にするは当然とは思いますが、そのものが持っている意味を十分判断する必要があるのではないかと考えます。
- ・抹消中の車にナンバーをつけて乗るなど、税金未納など問題が生じるのでは。案としてステッカーを大きくしてはどうか。無車検、無保険なども発生している。
- ・小型船舶では、所有権の公証を行い登録番号の表示が義務づけられているものの、登録番号は所定の様式によるステッカー貼付のみであり、昨今問題となっている放置船においては、悪質な所有者による登録番号ステッカーの剥ぎ取り等で所有者の特定が難しくなっている。
- ・封印と所有権の公証は必ずしもリンクしているとは思いませんが、封印により、公証の信頼性が高まっているのは確かだと思われます。
- ・車台番号が削り取られたり、不鮮明で確認ができない状態になったときファイルと現車との一致確認の手段の一つが無くなる。

〈封印制度を維持しつつ封印を全国統一すべしとする意見〉

- ・封印制度の必要性を十分検討して結論が出た時点で、封印制度を残すこととなれば、封印

## 【資料 2 - 2】

制度の抜本的な見直しは必要と考えます。封印で重要なことは、表示ではなく、施封の過程（確実な登録、確実なプレート確認、確実な現車確認）と考えるもので、事務の簡素化を考慮すると封印表示の全国統一のメリットは大きいものと考えます。

- ・ 各県毎に封印の表示を定める必要性は認められず、他県登録の際の車両持ち込みは事業者にとって大きな負担となっていることから、事業者の負担軽減からも封印の表示を全国統一し、自県にて封印が可能となるよう改善されたい。
- ・ 封印の管轄表示は廃止し統一表示とすれば封印管理を行いやすいことと、他管轄の封印を管理する手間がなくなり、かつ、本省一括購入とすれば製造コストが下がると思われる。
- ・ 封印の管轄表示は、不正防止にはなっているが、表示を全国統一しても相当数の不正（偽造）等は発生しないのでは。
- ・ 封印の目的は、ナンバープレートの表示番号と自動車本体が車検証に記載された内容と同一であることをより確実なものにするためにあるので、特に表示文字にこだわるものではないと思われます。（電気・ガス・タクシー等、メーター類の封印、封切映画、封筒、蔵出新酒の封、お札の帯封、お菓子やキャラメルの封に至るまで、いずれも施封した状態を保っていることを信じさせるためのもの）
- ・ 封印の目的は、プレートと車体の同一性の担保にあるので、施封を委託する際、信頼性を確保するためある程度の資格要件を設けることは必要と思われますが、業種や業態により差を設ける事は対外的に説明が難しいかも知れません。（運行管理者、介護士、〇〇電気技士、などのように「自動車施封士」という資格を個人に与えるというのも面白いかも知れません。）

○封印の委任制度（甲種・乙種・丙種）について、見直しを行うこととしてはどうか。

〈見直しに反対する意見〉

- ・ 本来国が行うべき取扱いを、それぞれの種別毎に双方の利便のもとで委託をしているものと考えられることから非効率とは思われない。
- ・ 現行の委任制度は円滑に機能しており、特段、非効率で、支障が生じている とは考えない。
- ・ 現行の委任制度の見直しにより委託者の拡大につながり、結果、制度の遵法性が損なわれる恐れがある。
- ・ 中古車事業者等が管轄変更入りの自動車等を封印のため、支局・自動車検査登録事務所へ持ち込まなければならないことから、負担になっている面があることは否めないが、中古車事業者に関しては、既に丙種として一部認められている部分もあり、前述したような問題が考えられることから、現行のまままで、やむを得ないものと考える。

〈見直しに賛成する意見〉

- ・ 甲種、乙種、丙種の現行制度は非効率的であるので、例えば甲種において一元的に管理するなどの見直しも必要である。
- ・ 現行の制度においては、甲・乙・丙種と別扱いとする意義は、薄れてきている状況と言えるのではないかと。
- ・ 見直しは大いに賛成である。これは、早急に関係者と詰めるべきと考える。
- ・ 複雑すぎる現封印制度を簡素化。全てを甲種（販売会社、行政書士等）扱いとする。ただ

## 【資料 2 - 2】

- し、封印受託者の受託要件と指導監査を強化することが条件
- ・ 所有権の公証に着眼して、所有者の責任のもと（所有者本人が）施封することも検討の一つ。
  - ・ 封印の委託制度が細かく規定されており分かりにくく効率的とはいえない。乙種への権限を広げるなどにより、効率化を図るべき。
  - ・ 封印の持つ所有権の担保や防犯性を考えると安易な委託は問題があるところ。しかしながら、今後のOSS普及やメーカー系工場における施封等を考えると見直す必要があると考える。ただし単純な委託範囲の拡大は公証制度の崩壊を齎す危険性がある。
  - ・ 現行では、「甲種の名において」「甲種の出張封印」「丙種の名において」の取扱いにより、行政書士・中販会員等、甲種・乙種・丙種で委託された以外のもが施封出来る状況となっているため、実際に施封されている現場の把握が出来ておらず、施封されないまま流通する等の問題が発生しているため、対策が必要。
  - ・ 乙種が共同で設けてよいと規定されている施封センターを効率よく利用するために、「乙種の名において」の取扱いとして施封センターに封印の取付け作業を行わせることは出来ないか。

### 2. 管轄制度のあり方について

#### ○自動車の登録制度に関する管轄制度を維持する必要性は何か。管轄制度をなくした場合のメリット、デメリットは何か。

〈管轄制度を維持すべきとする意見〉

- ・ 管轄制度は登録の根幹に関するものであり、数々の行政目的に資するところがあり、いろいろなところに波及するものと考えられる。国土交通省に関する法令体系だけで登録業務が完結していない現状においては、軽々と管轄制度を無くした場合等のことを論ずるべきではないと思われる。
- ・ 恐らく現在の状況が定着してしまっていることから、変更することは想定できない。参入規制やNOx・PM法など番号標の表示での識別を別の方法での示し方に変更するには非常に厳しいのではないか。
- ・ 管轄制度をなくすことになれば、現行制度における登録番号標の見直しをする必要が生じ、段階的に変更していくにも相当な混乱を招くことになることが想定される。元々、自動車の保有者は、一般的には管轄地域に居住するものであり、管轄外での申請は法人（本一括申請などによるもの）や個人でも勤務先が管轄外で他の支局等へ出向く方が便利という一部の保有者であるものと推測されることから、管轄制度をなくすことの方が無用な混乱を来すことになるのではないか。
- ・ 一定の支局・検査登録事務所に申請が集中する恐れがあり、申請者も長時間待たされることとなり、却ってサービスの低下を招く。
- ・ ナンバープレートの地名表示により、防犯上の効果をもたらしているが、管轄制度をなくせば、地域名表示がなくなり、元々どこの地域に所在する車かがわからなくなり、規範意識が低下し犯罪増加につながる恐れがある。
- ・ 現行制度が定着している中であって、地名表示を望む者とそうでない者が混在することになることから移行期のトラブルが発生する。
- ・ ナンバープレートが全国一連番号となれば、管理が複雑になり、番号払い出しの問題が生

## 【資料 2 - 2】

- じることとなる。
- ・所在地を表す地域名がなくなるため、個性のないナンバープレートに加え、ご当地ナンバーもなくなることから、観光面を始め地域経済の活性化に悪影響を及ぼすことが懸念される。
  - ・地域別の保有車両数等の統計データが取れなくなる。
  - ・管轄制度をなくして、ナンバープレートの地名表示を残した場合、標板交付代行者はあらゆる地名表記のナンバープレートを保有する必要があり、実際上それは不可能ではないか。
  - ・現車持ち込みが不要となったからといって、住所変更等の手続きが促進されるとは限らない。（現車持ち込みすることが住所変更等の手続きの負担になっているとは、あまり考えられない。）
  - ・自動車の所在地とナンバープレートの地名との不一致により、ルールが形骸化することから、変更手続きのインセンティブの低下につながるのではないかと考える。
  - ・登録制度に直接関係するものではないが、自動車税の徴税業務にも大きな影響を及ぼすことになるのではないか。
  - ・現行制度で、管轄をまたぐ住所変更等の手続の場合、現車の持ち込みが必要となっているのは、封印制度の問題である。封印制度がなくなれば現車持ち込みは必要なくなる。管轄制度を全面的に無くすることを前提に考えると、確かに現車持ち込みは不要となるが、住所変更などの手続きをしない人が増えると考える。自動車税の連絡は電話で行い、車庫証明を取るのも面倒だと考える人が増えると考える。一部管轄制度を残しての住所変更などの手続には、ナンバーの変更を希望する人は間違いなく手続を行うことになる。管轄制度で変更手続きの増減を議論するには非常に難しいと考えます。
  - ・ナンバーは地域広告の役割があり、地域（観光）振興策の観点からも存続させる。
  - ・自動車の登録制度の一つである「行政目的」の観点からも、管轄区域によるナンバープレートの地名表示は引き続き必要である。しかし、ナンバープレートの変更の伴わない登録手続については、申請者等の負担軽減が図れるよう、継続検査同様全国どこの支局・事務所でも手続を行えるよう検討する必要あるが、中間登録についてもOSSが普及すれば特段の措置は必要ないものと思われる。
  - ・自動車の所在地とナンバープレートの地名との不一致は国民的に理解が得られない。
  - ・管轄の意義は車庫飛ばしやNox飛ばしの防止等に役立っている。
  - ・現場での感覚としては住所変更の手続きというより番号変更の手続きとして認知している申請者が意外と多い。管轄をなくして一生もののナンバーとした場合、素人は住所変更の必要性を感じなくなる可能性がある。
  - ・自動車使用者は、管轄制度撤廃により登録手続の必要性低いとして（しなくても容認される）として、手続をしないケースがより増加すると考える。
  - ・管轄制度をなくした場合、車庫法が事実上ザル法になってしまうように思いますが……。（極めて乱暴な言い方をすれば、車庫法は元々道路を自動車の保管場所として使用しないために設けられた法律ですので、車庫法を廃止し、現在車庫証明に当てている人員を違法駐車徹底的取り締まりに回す、というのであれば可能かも知れません。OSSも不要に…？）
  - ・変更手続きのインセンティブについて、住所変更を行わない方は、手続きが煩雑であったり、その必要性を感じていないため行わない。（県からの納税証明取得が可能であり継続検査を受けることができれば、検査証の記載事項についてあまり関心を持っていないと思われる。）ものと思われしますので、手続きを簡素化すれば促進効果は上がるものと思わ

## 【資料 2 - 2】

れます。できれば、手続きをしないことへのペナルティ強化と連携することが望ましいと思います。

- ・ 当省の所管業務ではないが、自動車税（地方税）等徴収業務を管轄以外の支局事務所で行った場合の納税を何処の地方税として計上すべきかの検討が必要。

〈見直しの余地ありとする意見〉

- ・ 封印制度を維持したまま管轄制度を廃止して、全国统一ナンバーとすれば他県へ変わっても現車の持ち込みは必要なくなり利用者利便の向上となる。
- ・ 抹消登録については、ユーザーサービスの観点から管轄をなくすことも良いのではないか。しかしながら支局等については、届出制度導入による業務量の変動を考えれば、配置要員の見直しが毎年必要となり相当な混乱が予想される（スペースの問題や機器類の配置数についても）。
- ・ 苦心して希望ナンバーを取得したユーザー等が他県へ管轄変更入りすると番号が自動的に変わってしまうといった不満はなくなる。
- ・ 自動車検査証の再交付がどこでも可能となる。
- ・ 全ての登録業務について管轄をなくすということは非現実的と考える。ナンバーの交付に伴う申請などには対応できないだろう。また、車庫証明書を添付する申請に関しても現実的ではないと考える。しかし、車検証の再交付などは今すぐにでも可能であると考えている。また、結婚などで姓が変わっただけの変更登録や記載変更などは実家に帰ったとき手続きが出来れば喜ばれると考える。つまり、登録制度に関して管轄を議論するのではなく、登録業務の中で管轄を議論すべきである。
- ・ 管轄以外の申請については、OSS申請限定とし、OSS申請の審査は、全国（ブロック、運輸局）一箇所で集中審査として、その全国一箇所の審査場所に、全国のプレート（OSS申請専用プレート）を作成できる標板製作所を確保するとプレートの問題も整理ができ、OSS専用の受付・発送窓口の設置も可能と思います。なお、車検証の再交付は、継続検査と同様にすべきと考えます。
- ・ 新規登録は管轄する支局等での手続きにすべきであり、その管轄のプレートの交付を受けるが、その車が他管轄に転入した場合、プレートの変更は申請者の希望に任せることで良いと考える。車検証に記載されている事項がナンバーと符合しないのではと思われる可能性もあるが、ユーザーにとって別に問題が生じるとは思えず、使用過程での問題はないと考える。そう考えると、地名なしの全国统一プレートでも問題ないと思われるが、現実的対応を考えたとき、事務処理上不可能との結論にならざるを得ない。
- ・ 管轄制度をなくすことにより、現車持ち込みの必要性が減少し、ユーザー利便にはなると思われます。登録制度上は管轄制度が必ずしも必要とは思われませんが、他府県プレートということで不審者の発見等犯罪防止の一つになっているとも思われます。ただし、都市部において他県プレートは珍しくない状況があり、あまり意味がないとも思われます。
- ・ 自動車の同一性が確保されていれば問題はなく、ナンバープレートも変更する必要性はないものと考える。
- ・ 顧客から頼まれたディーラーや行政書士は現車持込がないほうが楽ではある。
- ・ 一支局で交付代行者が全国の地名表示のある番号標を管理交付することは不可能であること、地名なしであれば、番号標を交換する必要もないことから地名表示を廃止して当該自動車の一生ものの番号とすることが適切と考える。ただし、現行のように予めナンバープレートを用意しておくことはできないため、後日交付にならざるを得ず、申請者に負担を

## 【資料 2 - 2】

かけることとなる。

- ・ 紙原簿の時代は、管轄でしか登録状況が確認できなかったが現在は、何処の事務所でも登録内容を確認できるので最寄りの事務所で登録手続きが出来れば、使用者には便利でよいが、登録保有台数等統計上の把握が困難になるのではないか。

## 封印委託制度について

H22. 12. 3 あり方検討会資料

委託種別	委託先の事業形態	封印取り付け場所	取り付け自動車の範囲	受託者の名において行う事業者
甲種	自動車登録番号標交付代行者	支局構内	すべての自動車 (再封印を含む)	(1)新封印 ①指定整備事業者(自ら販売する中古車) ②輸入自動車ディーラー(自ら販売する輸入車)  (2)新封印の出張封印 行政書士・指定整備事業者〔個人・法人ユーザーに係るもので販売用自動車以外(希望によるご当地ナンバーへの交換を含む)〕  (3)整備のための再封印(法第11条第五項の規定による再封印(整備のために取り外した封印の取付)を行う自動車) ①指定整備事業者 ②優良認定を受けた車体整備業者(注)
(甲種分室)	甲種が設置	支局から遠隔地		
乙種	新車ディーラー (完成検査修了証のある自動車の販売を業とする者)	①事業場 ②施封センター	①自ら販売する自動車 ・法第7条第三項の規定により書面(完検証等)の提出をもって提示に代えた自動車 ・法第14条第一項の規定により自動車登録番号を変更した自動車(令第40条により提示した場合を除く。) ・法第11条第二項、第三項の規定による再封印を行う自動車	なし
丙種	県中古車販売団体 (中古車販売連合会傘下団体)	①団体事務所 ②構成員店舗(中古車販売業者)を巡回	②希望により、ご当地ナンバーへ交換した自動車	構成員 (県中販が認めた中古車販売業者)
離島封印	国土交通大臣が指定する市町村の長	市町村の庁舎	すべての自動車 (新封印を含む)	なし

注: 優良認定とは「優良自動車整備事業者認定規則」による認定

## 封印制度に対する見直し要望について

### 1. 現行制度

自動車の所有者は、自動車登録番号標の交付を受け、国土交通大臣からの権限委任を受けた自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等又はその委託を受けた者の行う運輸支局等の表示された封印の取付けを受けなければならないこととされている。(道路運送車両法第11条第1項)

### 2. 内閣府設置の「国民の声」へ提案された見直し要望①

封印制度を廃止するか、封印は全国一律の制度とし、何処の運輸支局であっても封印を可能とし、ユーザー又はその代理人が、自らの手で運輸支局に自動車を持ち込むことなく、自己責任の下で封印ができるように制度を見直すことが必要である。

### 3. 内閣府設置の「国民の声」へ提案された見直し要望②

甲種封印取付受託者を柔軟に認めて欲しい。

### 4. 自販連（乙種封印取付受託者）からの要望

他県（とくに遠隔地）に自動車を販売した場合の封印取り付け業務に係る弾力的な運用。

例：東京のディーラーが、大阪に納車する車を販売した場合、OSSにより東京から大阪ナンバーの登録手続きを行えるにも拘わらず、大阪の同系列ディーラーが封印を取り付けられない（自ら販売した車ではない）ため、大阪の運輸支局に車を持ち込まなくてはならない。

### 5. 中販連（丙種封印取付受託者）からの要望

平成11年から封印の委託申請が管轄区域外への運輸支局にも可能となったことから、運輸局管轄ブロック内では、既に相互の封印委託を行うとともに、一部ブロックを超えた委託も行われているところ。ネットオークションの普及に伴い、販売範囲の広域化も進んでいることから、全国の封印取付が行えるようにして欲しい。

### 6. 行政書士法人からの要望

紙併用OSS登録申請者（行政書士）の管轄支局において、全国の封印の受領が可能となるようにして欲しい。

### 7. 行政書士からの要望

遠隔地の登録手続きを依頼された行政書士とディーラーが連携し、行政書士が封印受託者として管轄運輸支局長から預かった封印を車検証とナンバープレートとともにディーラーに送付し、これらを受領したディーラーが行政書士に代わって封印を取り付けることを可能として欲しい。

平成21年度支局事務所別施封対象業務量

		新 規 管 轄 入 り 番 号 変 更 合 計				新 規 管 轄 入 り 番 号 変 更 合 計						
北海道	札幌	95,661	43,020	13,470	152,151	中部	愛知	141,791	118,460	7,498	267,749	
	函館	15,349	4,873	2,570	22,792		西三河	69,907	40,084	11,495	121,486	
	室蘭	17,962	10,510	2,598	31,070		小牧	62,783	51,155	5,555	119,493	
	帯広	13,527	6,715	1,803	22,045		知豊橋	31,345	18,340	1,620	51,305	
	釧路	12,493	4,933	2,762	20,188		静岡岡	41,890	24,006	2,145	68,041	
	北見	10,489	4,520	2,177	17,186		沼津	45,019	23,680	9,419	78,118	
	旭川	23,062	11,184	3,849	38,095		岡浜松	50,821	25,258	2,861	78,940	
計	188,543	85,755	29,229	303,527	岐阜	80,876	42,160	4,573	127,609			
東	青森	23,426	9,751	3,140	36,317	近畿	岐阜	5,077	2,549	451	8,077	
	八戸	17,004	7,216	2,043	26,263		三重	74,900	37,743	10,840	123,483	
	岩手	38,447	14,294	3,372	56,113		福井	30,249	9,893	2,837	42,979	
	宮城	82,374	37,309	25,559	145,242		計	634,658	393,328	59,294	1,087,280	
	秋田	35,789	10,614	2,985	49,388		大阪	77,426	59,750	4,009	141,185	
	山形	30,980	10,684	2,235	43,899		なにわ	47,598	111,860	1,815	161,273	
	福島	50,069	23,501	5,665	79,235		阪和泉	50,753	58,933	11,986	121,672	
北	いわき	17,179	10,515	1,595	29,289	京都	74,598	46,590	5,206	126,394		
	計	304,543	128,257	47,513	480,313	兵庫	112,014	90,303	6,216	208,533		
	新潟	48,537	24,440	3,056	76,033	兵庫	46,799	25,640	3,225	75,664		
	長岡	28,880	12,728	1,953	43,561	滋賀	49,697	19,202	3,311	72,210		
	長野	35,611	16,632	2,929	55,172	奈良	42,989	20,169	2,706	65,864		
	山本	36,640	15,932	4,264	56,836	和歌山	29,295	10,823	2,572	42,690		
	計	234,740	108,002	28,142	370,884	計	531,169	443,270	41,046	1,015,485		
関東	東京	58,854	190,552	3,059	252,465	中国	広島	63,919	26,801	4,753	95,473	
	足立	52,167	79,757	2,162	134,086		島福山	24,152	13,646	2,380	40,178	
	練馬	47,200	51,054	1,423	99,677		鳥取	18,028	7,044	1,750	26,822	
	多摩	66,182	68,189	3,338	137,709		島根	23,320	7,952	1,897	33,169	
	八王子	30,823	22,455	1,209	54,487		岡山	62,530	28,555	11,754	102,839	
	神奈川	122,563	115,349	5,797	243,709		山口	50,147	15,439	5,713	71,299	
	川崎	30,472	32,198	664	63,334		計	242,096	99,437	28,247	369,780	
東	相模	48,886	50,931	1,944	101,761	四国	香川	33,301	12,992	3,024	49,317	
	湘南	50,922	34,377	2,485	87,784		徳島	25,232	7,304	2,307	34,843	
	埼玉	73,025	95,508	3,310	171,843		愛媛	37,666	12,777	3,654	54,097	
	熊谷	44,232	31,227	2,023	77,482		高知	20,830	4,758	1,728	27,316	
	春日部	39,371	59,646	1,726	100,743		計	117,029	37,831	10,713	165,573	
	所沢	58,488	43,138	6,134	107,760		九州	福岡	78,897	59,282	5,193	143,372
	群馬	85,809	39,386	13,310	138,505			北九州	40,518	21,489	3,171	65,178
千葉	75,446	64,643	7,957	148,046	筑豊	13,198		8,074	985	22,257		
野田	39,267	48,641	4,429	92,337	久留米	26,573		18,385	1,675	46,633		
習志野	48,236	43,984	1,503	93,723	佐賀	24,219		13,418	1,965	39,602		
袖ヶ浦	36,412	19,410	2,274	58,096	長崎	22,110		9,004	1,640	32,754		
茨城	56,800	33,491	4,802	95,093	佐世保	9,794		5,474	975	16,243		
東	土浦	61,668	45,049	10,405	117,122	崎巖原	675	552	79	1,306		
	栃木	62,628	33,435	8,276	104,339	熊本	53,649	18,976	4,453	77,078		
	佐野	25,065	19,156	1,242	45,463	大分	35,376	12,944	3,422	51,742		
	山梨	28,590	11,723	3,286	43,599	宮崎	32,746	11,186	2,898	46,830		
	計	1,243,106	1,233,299	92,758	2,569,163	鹿児島	43,901	14,123	3,135	61,159		
						大島	1,194	1,047	144	2,385		
						計	382,850	193,954	29,735	606,539		
沖縄	沖繩	39,429	11,616	3,464	54,509	全国	沖繩	39,429	11,616	3,464	54,509	
	宮古	870	653	126	1,649		宮古	870	653	126	1,649	
	八重山	711	743	146	1,600		八重山	711	743	146	1,600	
	計	41,010	13,012	3,736	57,758		計	41,010	13,012	3,736	57,758	
全国計	3,919,744	2,736,145	370,413	7,026,302								

## ○韓国



自動車管理法に基づき、封印を義務づけ(封印をしない自動車は運行できない)。  
市・道知事その他、自動車所有者、自動車製作・販売者、自動車売買業者は封印の実施が可能。



## ○シンガポール



道路交通規則(Road Traffic Rules)に基づき、オフピーク自動車制度を利用するなど、その使用に制限(場所・時間帯等)のある車には、封印を実施。

封印は、認定された自動車検査センターにおいて実施。



## 小型船舶における船舶番号の表示義務について

小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)については、船舶数の増加の中、取引上の不都合、売買上のトラブル、不法投棄等の問題を背景に、平成14年4月1日より登録制度(所有権の第三者対抗要件)が導入された。

登録事務の実施に当たっては、以前より小型船舶の検査を実施していた小型船舶検査機構(船舶安全法に基づく民間法人)において行うこととなった。

小型船舶の船舶番号については、「小型船舶の登録等に関する法律」において、その表示が所有者に義務づけられている。

船舶番号は、「船舶検査済票番号及び船籍港を表す都道府県名」で構成されており、「船舶検査済票(銀色のステッカー)」は船舶検査終了時に交付される。都道府県名は自ら記入しても構わないが、小型船舶検査機構においてステッカーが販売されている。



ステッカーは、「剥がした後の再利用は難しい」性質のものであり、ステッカーが別の船舶に再利用されるといった事案は国土交通省としては承知していない模様。一方で、ステッカーを剥がして放置する等の事案は生じている模様。

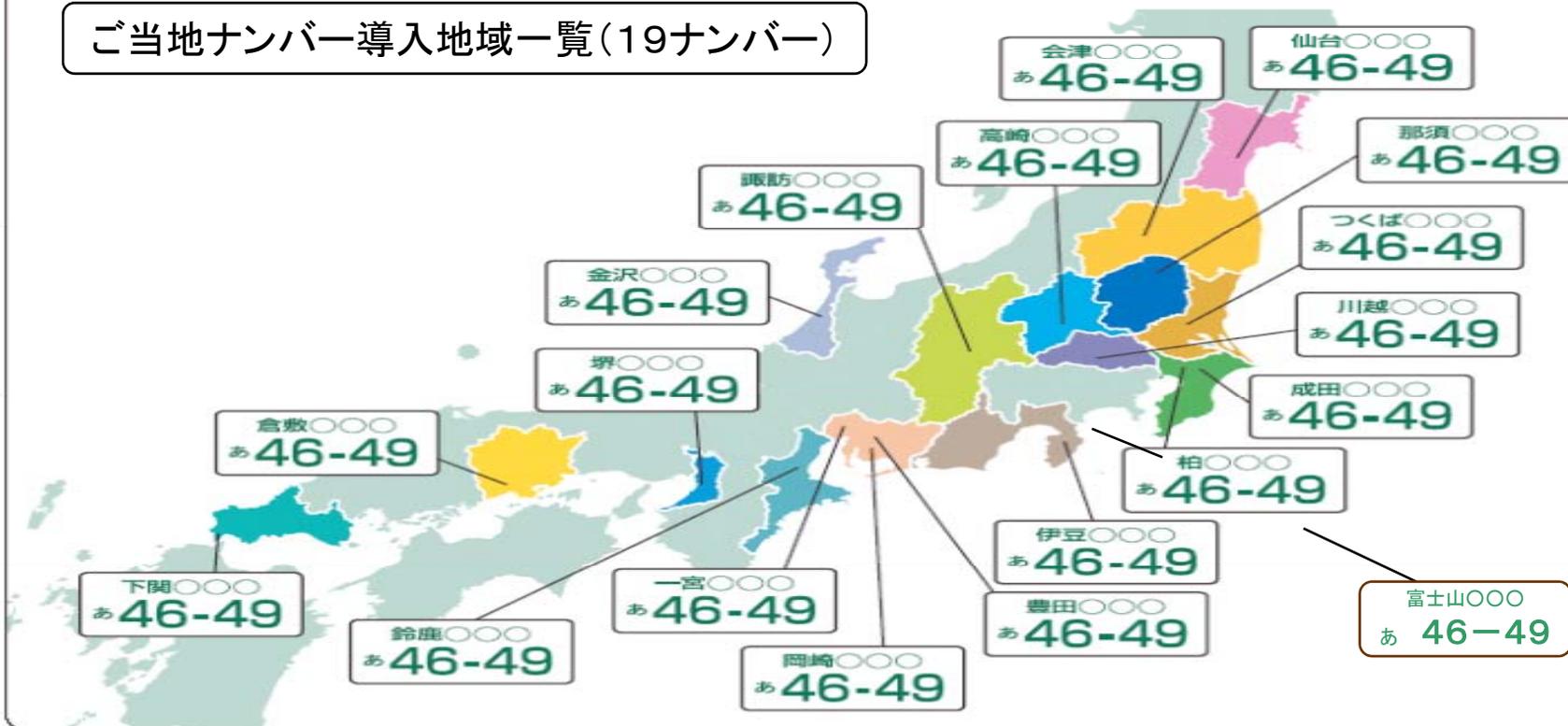
## ご当地ナンバーについて

ナンバープレートの地域名表示は、従来から当該自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下、「事務所」という。）の名称や所在地を表示しており、事務所の新設に伴い、その名称等が追加されてきたが、地域振興や観光振興等の観点から、事務所の新設に関わらず、募集（平成16年11月～平成17年5月）に基づいて、新たな地域名表示を認めたもの。

（募集時の要件：経済圏等一定のまとまりのある広く認知された地域、登録自動車数10万台以上等）

平成18年度に「仙台」、「柏」、「金沢」等18ナンバーの交付を開始。平成20年11月からは2つの県（山梨、静岡）にまたがる初めてのナンバーとなる「富士山」の交付を開始。

ご当地ナンバー導入地域一覧（19ナンバー）



全国運輸支局・自動車検査登録事務所及びナンバープレート表示文字等一覧表

平成22年11月現在

支局等	表示文字	封印文字	支局等	表示文字	封印文字	支局等	表示文字	封印文字	支局等	表示文字	封印文字	
北海道	札幌	札幌	関東	所沢	所沢	中部	飛騨	飛騨	中国	広島	広島	
	函館	函館		川越	埼		静岡	静岡		岐	福山	福山
	旭川	旭川		千葉	千葉		浜松	浜松	静	山口	山口	
	室蘭	室蘭		成田	千		沼津	沼津		下関	山口	山口
	釧路	釧路		習志野			習志野	伊豆	伊豆	四国	徳島	徳島
	帯広	帯広		袖ヶ浦	袖ヶ浦		富士山	富士山	香川		香川	
北見	北見	野田		野田	愛知	名古屋	愛媛	愛媛				
東北	青森	青森		青	野田	柏	豊橋	豊橋	高知	高知	高知	高
	八戸	八戸		東	東京	品川	西三河	三河	九州	福岡	福岡	福岡
	岩手	岩手			岩	足立	足立	岡崎		岡崎	北九州	
	宮城	宮城			宮城	練馬	練馬	豊田		豊田	久留米	久留米
	秋田	秋田			秋	多摩	多摩	小牧	尾張小牧	筑豊	筑豊	
	山形	山形	山形		八王子	八王子	三重	一宮	佐賀	佐賀	佐	
	庄内	庄内			神奈川	横浜	三重	鈴鹿	長崎	長崎	長崎	
福島	福島	福島	川崎		川崎	近畿	滋賀	滋賀	滋	滋		
いわき	いわき	山梨	相模	相模	京都		京都	京	京			
関東	茨城	水戸	茨	湘南	湘南	大阪	大阪	大阪	佐世保	佐世保	熊本	
	土浦	土浦	茨	山梨	富士山	なにわ	なにわ		大分	大分		
	栃木	宇都宮	栃	北陸	新潟	新潟	和泉		和泉	宮崎	宮崎	
	佐野	那須			新潟	新潟	堺		堺	鹿児島	鹿児島	
	群馬	高崎	富山		富山	神戸	神戸	兵	兵			
	埼玉	大宮	石川		石川	姫路	姫路	奈良	奈良			
	熊谷	熊谷	石		石	和歌山	和歌山	和	和			
	春日部	春日部	長野		長野	鳥取	鳥取	鳥	鳥			
東	春日部	春日部	松本		松本	島根	島根	島	島			
			福井		福井	岡山	岡山	岡	岡			
			岐阜	岐阜	岐阜	倉敷	岡	岡				

※ ・青字は検査登録事務所等  
・赤字はご当地ナンバー



## 自動車の登録及び不動産登記に係る必要書面等の比較について

項 目	自動車の登録 (道路運送車両法)	不動産の登記 (不動産登記法)
新規登録（登記）	①新規登録申請書 ②完成検査終了証 ③所有者の実印 ④所有者の印鑑証明書 (3ヶ月以内) ⑤譲渡証明書	①登記申請書 ②所有者の印鑑（認印でも可） ③所有者の住民票 ④所有権証明書（建築確認通知書等） (※建物表題登記)
変更登録（登記） ※所有者の住所変更	①変更登録申請書 ②所有者の印鑑（認印でも可） ③住民票（原因を証する書面） ※現在の住所までの経緯が分かる 書類（3ヶ月以内） ④自動車検査証	①登記申請書 ②所有者の印鑑（認印でも可） ③住民票（登記原因証明情報） ※現在の住所までの経緯が分かる 書類
移転登録（登記） ※売買の場合	①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③譲渡証明書（実印を押印） ④旧所有者（登録義務者）の印鑑 証明書（3ヶ月以内） ⑤旧所有者の実印 ⑥新所有者（登録権利者）の印鑑 証明書（3ヶ月以内） ⑦新所有者の実印	①登記申請書 ②登記識別情報又は登記済証 ③売買契約書等 ④旧所有者（登記義務者）の印鑑 証明書（3ヶ月以内） ⑤旧所有者の実印 ⑥新所有者（登記権利者）の住民票 ⑦新所有者の印鑑（認印でも可）
抹消登録（登記）	①抹消登録申請書 ②自動車検査証 ③所有者の印鑑証明書 (3ヶ月以内) ④所有者の実印 ⑤自動車登録番号標	①登記申請書 ②建物滅失証明書 ③所有者の印鑑（認印でも可） (※建物滅失登記)

※不動産には、所有者、使用者の概念がないため、所有者、使用者が同一の場合として比較。

また、自動車登録に必要な保管場所証明書は不動産にはないため省略。

※自動車登録令第10条（共同申請）、不動産登記法第60条（共同申請）において、登録（登記）権利者及び登録（登記）義務者が共同して申請しなければならないことが規定。

なお、自動車登録令第10条において、自動車登録は出頭が義務付けされているが、不動産登記においては郵送による申請が可能（書留郵便；不動産登記規則第53条（申請書等の送付方法））とされている。

自動車の登録及び不動産登記に係る必要書面等の比較について  
(相続・判決)

項目	自動車の登録	不動産の登記
移転登録（登記） ※相続の場合	①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③戸籍謄本等（死亡が確認でき、全相続人との関係が証明できるもの） ④遺産分割協議書（全相続人の実印を押印したもの） ⑤新所有者（権利者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑥新所有者の実印	①登記申請書 ②戸籍謄本等（被相続人の出生から死亡までがわかるもの、相続人全員のもの） ③遺産分割協議書（相続人全員の実印を押印したもの。権利者以外の相続人の印鑑証明書添付） ④新所有者（権利者）の住民票 ⑤新所有者の印鑑（認印でも可）
移転登録（登記） ※判決（権利者が義務者に移転登録（登記）を求める場合）	①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③執行力のある判決文 ④新所有者（登録権利者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑤新所有者の実印	①登記申請書 ②執行力のある判決文 ③新所有者（登記権利者）の住民票 ④新所有者の印鑑（認印でも可）
移転登録（登記） ※判決（義務者が権利者に移転登録（登記）を求める場合）	①移転登録申請書 ②自動車検査証 ③執行力のある判決文 ④旧所有者（登録義務者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ⑤旧所有者の実印 ⑥保管場所証明書（登録権利者） ⑦新使用者（権利者）の記入申請	①登記申請書 ②執行力ある判決文 ③旧所有者（登記義務者）の印鑑証明書（3ヶ月以内） ④旧所有者の実印

※不動産登記においては、申請書の添付書面についての原本の還付を請求することが可能とされている。（不動産登記規則第55条）

※自動車登録においては、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、登録申請（変更登録・移転登録）と同時に自動車検査証の記入を受けなければならないとされている。（道路運送車両法第67条）また、効力を失っている（有効期間が満了している）自動車検査証についての検査証の記入については、登録申請について特則は存しない。

（権利者からの記入申請及び保管場所証明書の提出がなければ、判決を得ても登録が出来ない。また、有効期間が満了している場合も、判決を得ても移転登録は出来ない。）

## 道路運送車両法における「所有権公証」について

「公証」については、昭和26年の道路運送車両法制定時より道路運送車両法第1条において、「所有権についての公証」との規定がある。

### 道路運送車両法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

当時の資料では、この所有権の公証は以下のとおり説明されている。

道路運送車両に関する所有権についての公証とは、自動車を目的とする所有権を自動車登録原簿に登録することにより、次の行政上及び民事上の諸目的を達成せんとするものであつて、第二章の自動車の登録に関する規定において具体化されるものである。

- ①自動車の分布状態その他の実態の把握
- ②自動車の盗難予防
- ③登録自動車であつて軽自動及び二輪の小型自動車以外のものを目的とする所有件得喪の対抗力を登録に附与すること。

(参考) 不動産登記法における規定

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。

(参考2) 「行政法総論」(田中二郎著)

行政行為のうち、準法律行為的行政行為の一種別としての「公証」について、以下のとおり記述(抜粋)。

「公証行為とは、特定の法律事実又は法律関係の存在を公に証明する行為をいう。選挙人名簿・不動産登記簿・土地台帳その他の公簿への登録・投棄・登載、印鑑証明・恩給証書その他の証書の発行、各種の免許の発行等がその例である。公証行為は、一応、争のない法律事実又は法律関係について、公の權威をもつて、形式的にこれを証明し、これに公の証拠力を与える行政行為であり、……」

(参考資料)

## (参考①)

### 1 自動車検査・登録制度

#### (1) 自動車の検査制度

- ① 検査対象自動車は、検査を受け有効な検査証の交付を受けているものでなければ、運行してはならない。  
(道路運送車両法第58条)
- ② 登録を受けていない登録対象自動車又は検査対象自動車及び二輪の小型自動車を使用するときは、自動車の使用者となる者は、新規検査を受けなければならない。(道路運送車両法第59条)
- ③ 自動車の検査制度には、新規検査のほかに継続検査(道路運送車両法第62条)、構造等変更検査(同法第67条)、予備検査(同法第71条)等がある。

#### (2) 自動車の登録制度

- ① 登録対象自動車は自動車登録ファイルに登録を受けなければ、運行してはならない。(車両法第4条)  
→登録が運行要件
- ② 自動車の登録には、次の目的と効力がある。(車両法第1条)
  - (イ) 登録をすることにより、自動車の所有権があることを第三者に主張できる民事上の効力 (車両法第5条)  
→登録が所有権に関する第三者対抗要件→民事登録
  - (ロ) 自動車の流通・保有・利用の実態の把握と盗難等の犯罪の防止、及び自動車の安全の確保等の行政上の目的 →行政登録
- ③ 自動車の登録制度には、
  - ★ 新規登録 (車両法 第 7条)
  - ★ 変更登録 ( " 第12条)
  - ★ 移転登録 ( " 第13条)
  - ★ 永久抹消登録 ( " 第15条) ……滅失・解体・用途の廃止
  - ★ 輸出抹消登録 ( " 第15条の2)
  - ★ 一時抹消登録 ( " 第16条) ……一時使用中止
  - ★ 更正登録 (自動車登録令第28条)等がある。

④ 申請が受理されると、次のものが交付される。

登録の種類 交付されるもの	登録の種類				
	新規	変更	移 転	輸 出 抹 消	一 時 抹 消
自動車検査証	○	○	○	—	—
自動車登録番号標	○	△	△	—	—
検 査 標 章	○	—	—	—	—
登録事項等通知書	○	○	○	—	—
輸出抹消仮登録証明書	—	—	—	○	—
登録識別情報等通知書	—	—	—	—	○
登 録 識 別 情 報	□	□	□	—	

【注】 1. △は転入及び番号変更を伴うときに交付

【注】 2. □は所使不同一であって所有者が通知を希望した場合のみ通知

【注】 3. 登録識別情報は、新規・変更・移転にあつては【注】 2. の所有者に対し電子的に通知、一時抹消は全所有者に対し登録識別情報通知書の交付により通知

## 2 自動車の検査・登録関係の申請

申請の種類	申請する内容
1 新規登録申請（所有者） 新規検査申請（使用者）  自動車検査証の交付申請 （使用者）	登録を受けていない自動車を使用するとき (1) 新車 (2) 一時抹消登録をした中古車 予備検査証の交付を受けた自動車での新規登録申請をするとき
2 変更登録申請（所有者） 自動車検査証記入申請 （使用者）  自動車検査証記入申請 （構造等変更検査） （使用者）	登録を受けた自動車での次の事項に変更があったとき（15日以内） ※(1) 型式 (2) 車台番号 (3) 原動機の型式 (4) 所有者の氏名又は名称 (5) 所有者の住所 (6) 使用の本拠の位置 【注】※印は構造等変更検査を兼ねる
3 移転登録申請（所有者） 自動車検査証記入申請 （使用者）	登録を受けた自動車の所有者に変更があったとき（15日以内）
4 永久抹消登録申請 （所有者）	登録を受けた自動車が解体・滅失・用途の廃止等をしたとき （15日以内。なお、解体の場合は「解体報告記録」がなされたことを知った日から15日以内）
5 輸出抹消仮登録申請 （所有者）	登録を受けた自動車を輸出しようとするとき （輸出の予定日から6ヶ月をさかのぼった日から輸出をする時までの間）
6 一時抹消登録申請 （所有者）	登録を受けた自動車の使用を一時中止したとき （運行の用に供することをやめたとき）

申請の種類	申請する内容
<p>7 一時抹消登録後の届出等 (所有者)</p>	<p>(1)解体届出 一時抹消登録後の滅失・解体・用途廃止等 (15日以内。なお、解体の場合は「解体報告記録」がなされたことを知った日から15日以内)</p> <p>(2)輸出届出 一時抹消登録後の輸出 (輸出予定日から6ヶ月をさかのぼった日から輸出をする時までの間)</p> <p>(3)返納届出 輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出証明書の返納 (有効期間が満了した日から15日以内)</p> <p>(4)所有者変更記録 一時抹消登録後の所有者変更</p>
<p>8 更正登録申請 (所有者) 自動車検査証記入申請 (使用者)</p>	<p>登録を受けた自動車に次の事項に誤りがあったとき</p> <p>(1) 車名 (2) 型式 (3) 車台番号 (4) 原動機の型式 (5) 所有者の氏名又は名称 (6) 所有者の住所 (7) 使用の本拠の位置</p>
<p>9 自動車登録番号標交付 申請 [番号変更] (所有者)</p>	<p>(1) 自動車登録番号標が滅失・き損・識別が困難となって番号標を変更するとき</p> <hr/> <p>(2) (3)は車両法第14条第1項により職権にて変更となるが、統一実施要領にて当該申請と規定した</p> <p>(2) 構造変更等で種別及び用途が変わるとき (3) 自家用・事業用の別が変わるとき</p>
<p>10 登録事項等証明書交付 請求 (請求者)</p>	<p>登録された自動車の現在の内容 (現在証明) 又は過去の履歴 (詳細証明) について証明書の交付を請求するとき</p>
<p>11 抵当権登録申請</p>	<p>(1) 登録された自動車に抵当権を設定するとき (2) 抵当権の設定事項に変更・更正・移転があったとき (3) 抵当権を抹消するとき</p>

申請の種類	申請する内容
<p>12 自動車検査証記入申請 (使用者)</p> <p>自動車検査証記入申請 [構造等変更検査] (使用者)</p>	<p>(1) 2.3.8の申請により自動車検査証の記入を受けるとき</p> <p>(2) 登録を受けた自動車で次の事項に変更があったとき(15日以内)</p> <p>① 使用者の住所、氏名又は名称</p> <p>※② 乗車定員又は最大積載量</p> <p>※③ 長さ・幅・高さ</p> <p>④ 車両重量</p> <p>⑤ 自家用・事業用の別</p> <p>※(イ) 自家用乗用から事業用乗用に変わったとき</p> <p>※(ロ) 自家用乗合から事業用乗合に変わったとき</p> <p>⑥ 牽引自動車での牽引重量</p> <p>⑦ 被牽引自動車での牽引自動車の車名・型式</p> <p>★ その他、道路運送車両法施行規則第35条の3に定める「自動車検査証の記載事項」の変更は、全て自動車検査証記入申請となるが、申請の種類欄2に掲げる事項が変更となるものについては、「変更登録」が必要となる。</p> <p>★ ※印の事項は、構造等変更検査申請を兼ねるが②から⑦については検査担当に確認すること</p>
<p>13 継続検査申請(使用者)</p>	<p>自動車検査証の有効期間が満了後も引き続き自動車を使用するとき</p>
<p>14 自動車検査証再交付申請 (使用者)</p>	<p>自動車検査証が滅失・き損・識別が困難となって再交付を受けるとき</p>
<p>15 検査標章再交付申請 (使用者)</p>	<p>検査標章が滅失・き損・識別が困難となって再交付を受けるとき</p>
<p>16 予備検査申請(所有者)</p>	<p>自動車の所有者が新規登録をする前に、予めその自動車について検査を受けるとき</p>
<p>17 検査記録事項等証明書 交付請求(所有者)</p>	<p>二輪検査ファイルに記載された内容(現在証明)又は過去の履歴(詳細証明)について証明書の交付を請求するとき</p>

【注】 申請の種類欄の( )内は、申請人

# 登録識別情報制度について

平成 22 年 12 月 3 日  
国土交通省自動車交通局  
技術安全部自動車情報課

# 登録識別情報について

## 1. 登録識別情報とはどのようなものですか。

自動車の所有者として登録された者に対して、当該自動車の所有者であることを特定するためのものをいいます。具体的には、アルファベット(「I」と「O」を除く24種類)とアラビア数字(10種類)をランダムに配置した6桁の英数字で構成されたものとなります。

※ 自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該記録されている者自らが当該登録を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、当該記録されている者を識別することができるものをいう。(法第2条第9項)

## 2. 何故、「登録識別情報」が導入されたのですか。

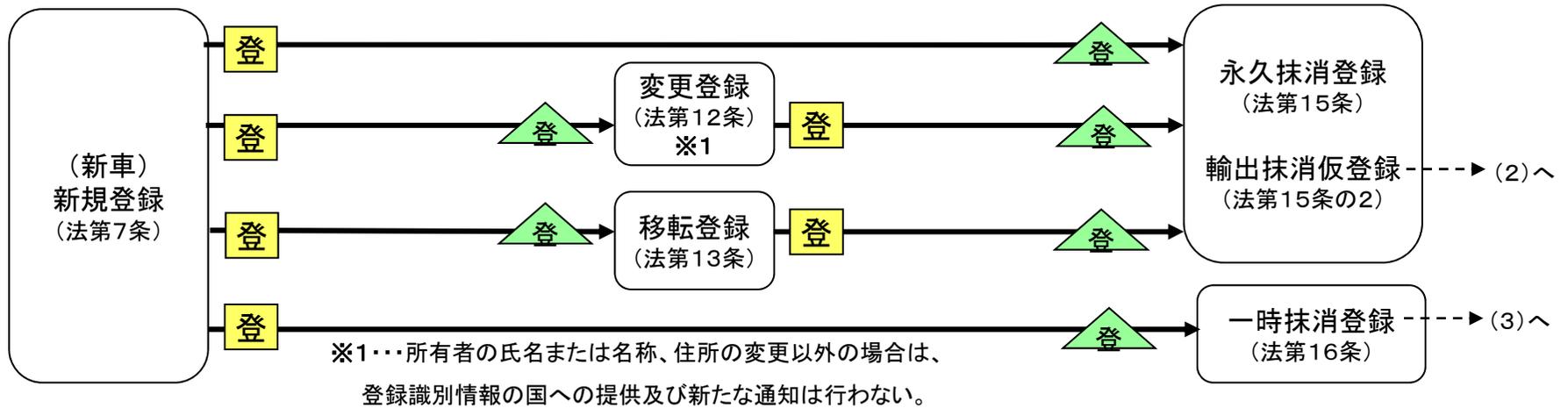
自動車の登録手続きについては、自動車ユーザーの利便性の向上の観点から、電子化を推進しており、「登録識別情報」の導入は、新規登録等を行った際に、国から申請者に対して将来の登録申請に必要な「登録識別情報」を通知し、これを登録申請の際国に提供することにより、確実な申請者の本人確認を、電子的に行えることを目的としています。

また、これまでは、リース車両や割賦販売により所有権が留保されて登録されている車両について、所有者の合併や住所変更等により、変更登録や移転登録を行う場合に、自動車検査証に記載されている所有者の氏名又は名称及び住所についても記載事項の変更手続きにより同時に行う必要があったため、所有者は、使用者から自動車検査証を回収し、手続きを行った後、新たな自動車検査証を使用者に渡さなければならず、所有者にとって大きな負担となっていました。

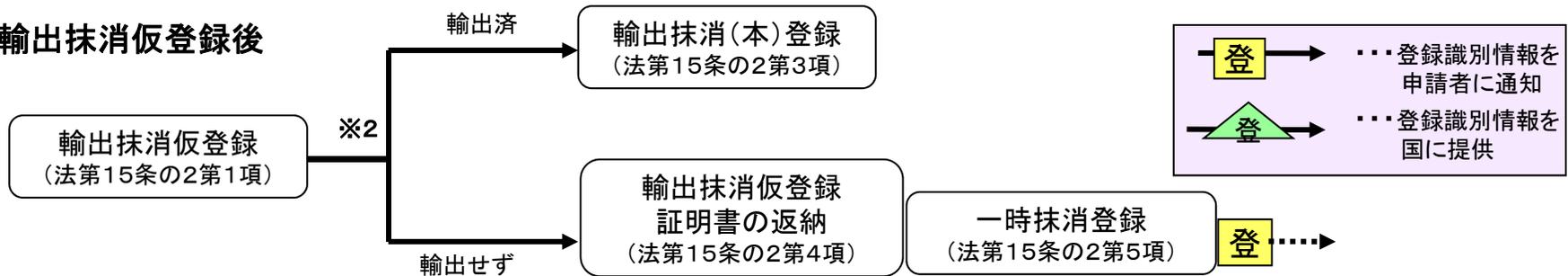
このような所使不同一車両の所有者の登録手続きの負担を軽減するため、「登録識別情報」の通知を契機として、自動車検査証から所有者の氏名又は名称及び住所を削除し、登録手続きと検査手続きを切り離すこととしたものです。

# 登録識別情報の通知と提供についての基本原則

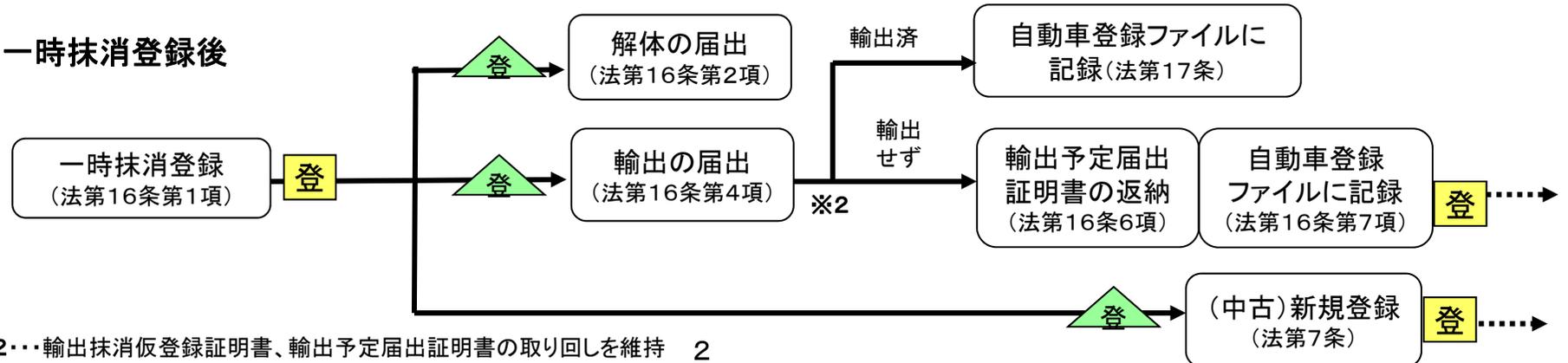
## (1) 新規登録後



## (2) 輸出抹消仮登録後



## (3) 一時抹消登録後



※2・・・輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書の取り回しを維持 2

# 実際の申請編

## I. 用語の解説

### 登録識別情報

アルファベット(IとOを除く)と数字をランダムに配置した6桁の符号となる予定。具体例 XYZ123 X1Y2Z3  
登録番号との組み合わせで運用される。

なお、OCR申請書の1号、3号の2、3号の3シート、専用2号の様式が改正され、登録識別情報を記載する欄を新設。

また、登録識別情報は、所有者コードに登録識別情報の通知を希望するか否かの情報を追加し、登録識別情報の通知対象を認識する。

### Aタイプ所有者コード、Aタイプ車検証

登録識別情報の通知を希望していない状態のコードの呼称として用いる。(現在は全てAタイプのコード)  
便宜上Aコードと呼ぶ。

Aコード所有者には所有者氏名・名称、住所の記載された車検証(現行と同じ様式)を交付する。  
便宜上Aタイプ車検証と呼ぶ。

### Bタイプ所有者コード、Bタイプ車検証

登録識別情報の通知を希望した場合に、その旨の情報を追加した所有者コードの呼称として用いる。(コード番号自体は変更されない。)

便宜上Bコードと呼ぶ。

Bコード所有者には所有者氏名・名称、住所欄の削除された車検証を交付する。  
これを、便宜上Bタイプ車検証と呼ぶ。

### 注意

A及びBは便宜上の呼称であり、法令用語ではない。

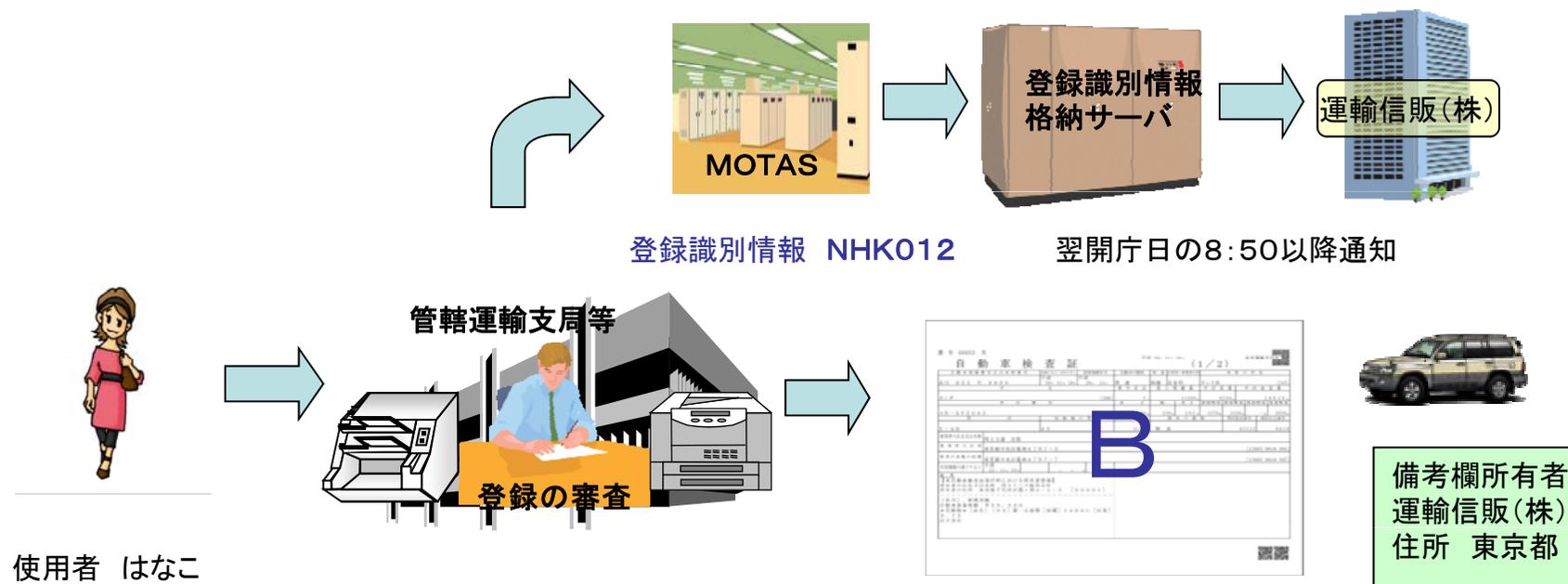
## Ⅱ. 申請別フロー

### (1) 1件ごとの登録申請

所有者と使用者が別の場合で、所有者がBタイプコードを持っていることが大前提

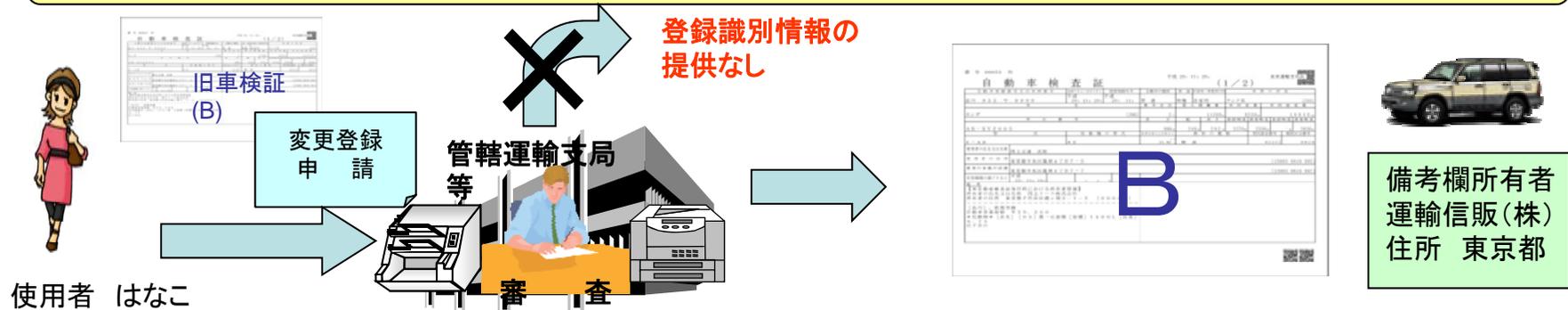
#### ① 新規登録

● はなこさんは、運輸信販(株)でローン組んで、2008年12月24日に新車を購入しました。  
所有者 運輸信販(株) 所有者コード 99999(Bタイプ) 使用者 はなこ



## ② 変更登録(使用者の住所変更)

●はなこさんは、マイホームを新築し、2009年4月10日に住所を川崎市に変更しました。

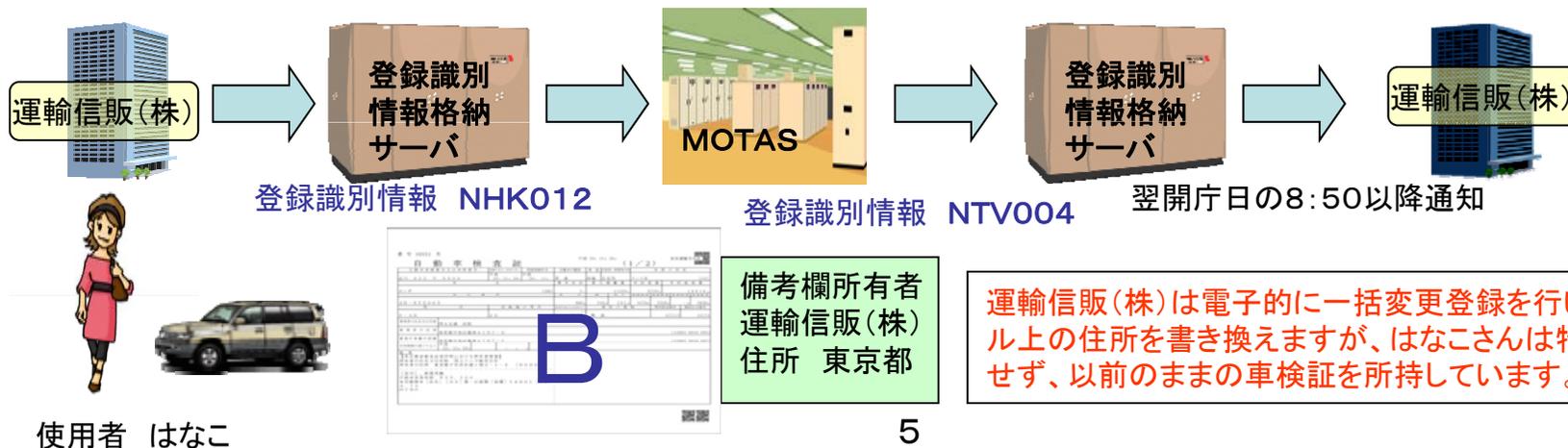


登録番号の変更、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、登録識別情報は新たに通知されません。なお、型式、車台番号、原動機の型式、使用の本拠の位置の変更は変更登録に該当しますが、通知対象外とされています。

## ③ 変更登録(所有者の住所変更)

### 一括変更登録

●運輸信販(株)は本社移転のため、2009年10月1日に東京都から横浜市に住所が変わりました。  
所有者 運輸信販(株) 所有者コード 88888(Bタイプ) 使用者 はなこ



運輸信販(株)は電子的に一括変更登録を行い、ファイル上の住所を書き換えますが、はなこさんは特に何もせず、以前のままの車検証を所持しています。

#### ④ 移転登録(所有者が変更)

#### 一括移転登録

●運輸信販(株)は交通ローン(株)と合併(存続会社は交通ローン(株))し、2010年4月1日に交通信販(株)となり、本社は大阪市となりました。

所有者 交通信販(株) 所有者コード 77777(Bタイプ) 使用者 はなこ



使用者 はなこ

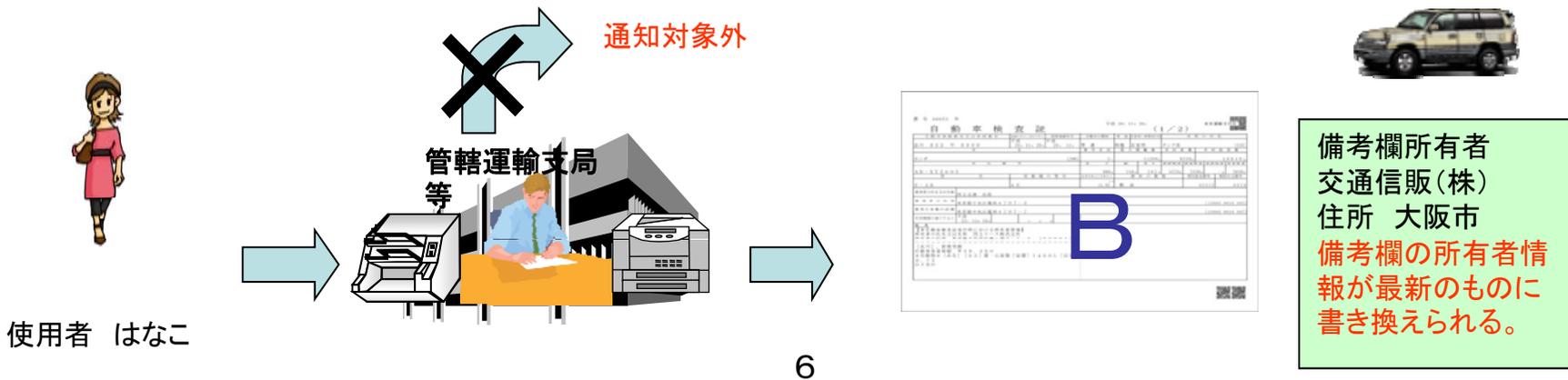


備考欄所有者  
運輸信販(株)  
住所 東京都

存続会社である交通信販(株)は、電子的に一括移転登録を行い、ファイル上の所有者を運輸信販(株)から交通信販(株)に書き換えますが、はなこさんは特に何もせず、以前のままの車検証を所持しています。

#### ⑤ 継続車検

●はなこさんは、初の継続車検を、2011年12月10日に受けました。

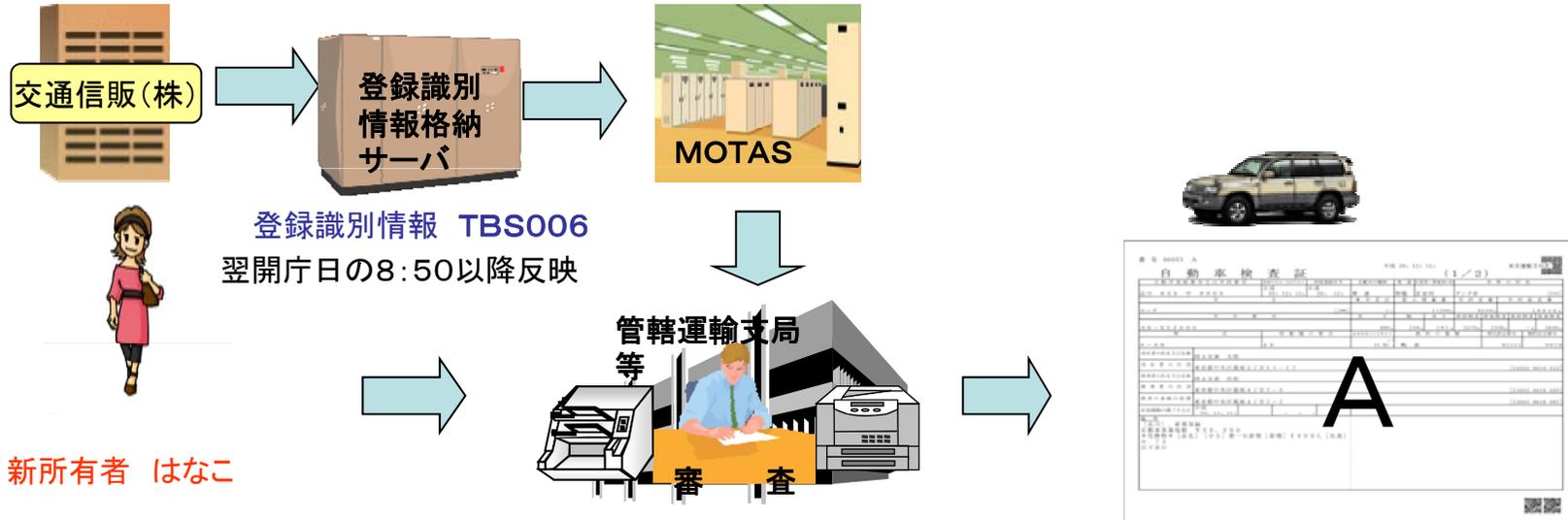


## ⑥ 移転登録(所有権解除)

● はなこさんはローンを完済したので、2012年2月1日に、所有者を自分名義にすることにしました。  
旧所有者 交通信販(株) 所有者コード 77777(Bタイプ) 新所有者 はなこ (所有者コードなし)

### 方法1

あらかじめ交通信販(株)が電子的に登録識別情報を提供していた場合、はなこさんは登録識別情報をシートに記載する必要はありません。



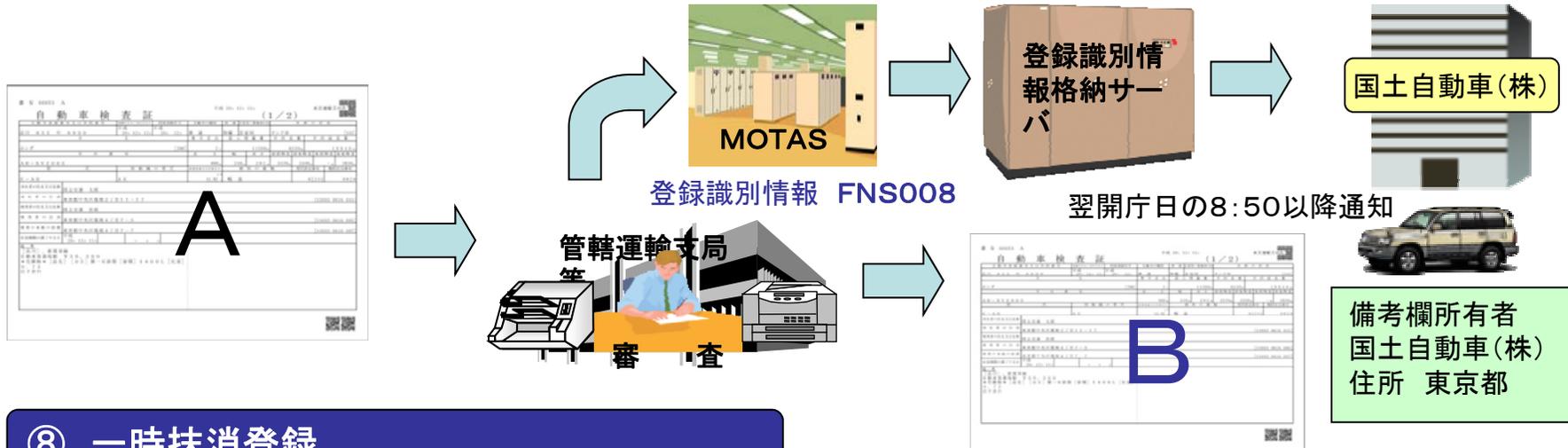
### 方法2

はなこさんが1号(または専用2号)シートに、あらかじめ交通信販(株)から教えて貰っていた登録識別情報を記載して申請を行う場合。



## ⑦ 移転登録

●はなこさんは、2012年3月20日に、別の車に買い換えたので、下取りに出しました。  
**所有者 国土自動車(株) 所有者コード 66666(Bタイプ) 使用者 国土自動車(株)川崎営業所**

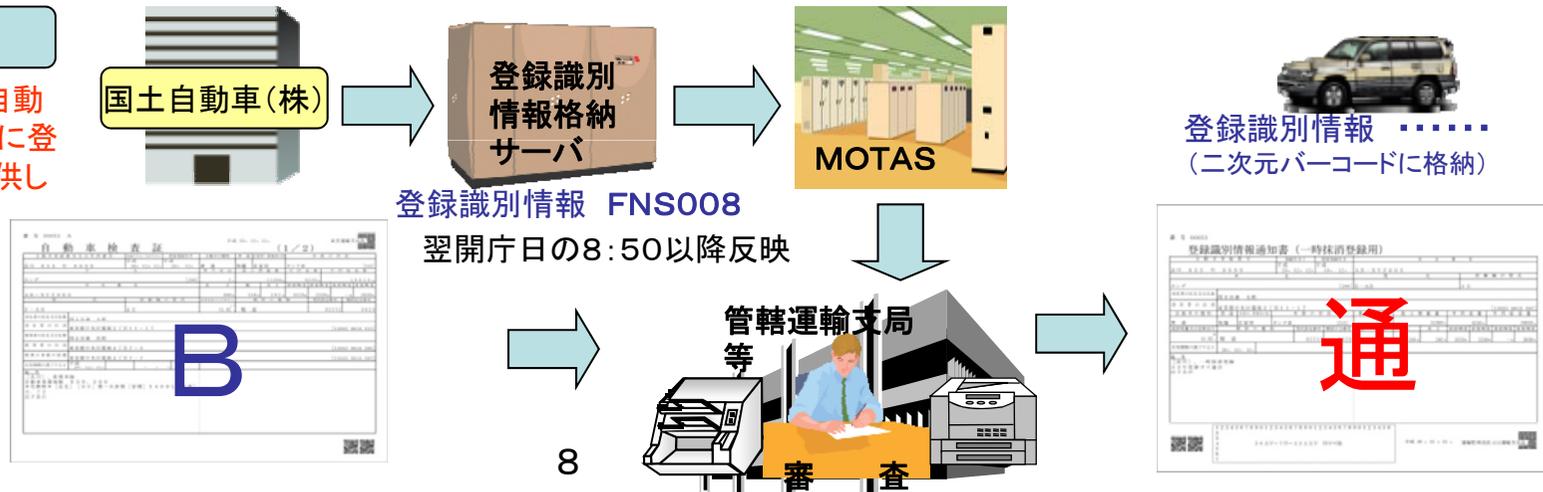


## ⑧ 一時抹消登録

●国土自動車(株)は、2012年3月31日に、一時抹消登録しました。  
**所有者 国土自動車(株) 所有者コード 66666(Bタイプ) 使用者 国土自動車(株)川崎営業所**

### 方法1

あらかじめ国土自動車(株)が電子的に登録識別情報を提供していた場合。



**方法2**

国土自動車(株)が3号の2シートに、登録識別情報を記載して申請を行う場合。

自動車検査票 (1/2)

**B**



登録識別情報 FNS008

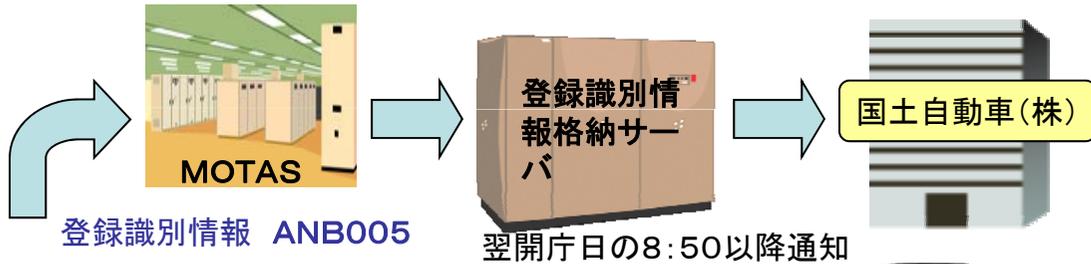
登録識別情報通知書 (一時消登録用)

**通**

登録識別情報 .....  
(二次元バーコードに格納)

**⑨ 中古新規登録**

●なつこさんは、国土自動車(株)からローン(所有権留保)で、2012年4月20日に中古車を買いました。  
所有者 国土自動車(株) 所有者コード 66666(Bタイプ) 使用者 なつこ



登録識別情報通知書 (一時消登録用)

**通**

登録識別情報 .....



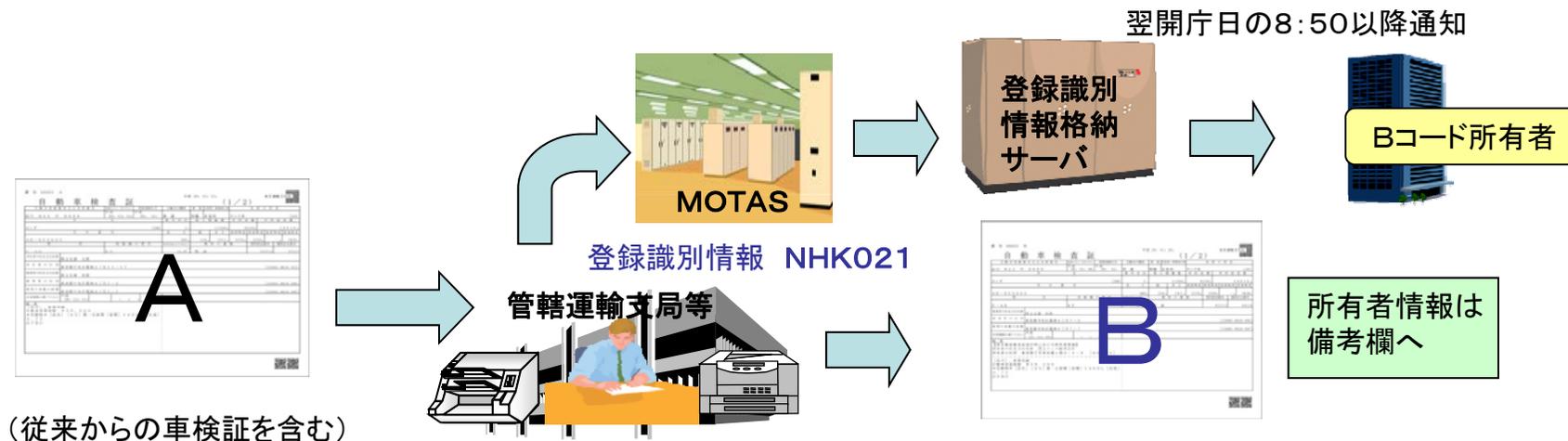
自動車検査票 (1/2)

**B**

備考欄所有者  
国土自動車(株)  
住所 東京都

使用者 なつこ

## (2) Aタイプ車検証からBタイプ車検証へ



所有者がBタイプコードを持った場合、それ以前にその所有者名義で登録された自動車は、継続検査、記載変更、再交付等で新車検証を出力するときに、登録識別情報が所有者に通知され、Bタイプ車検証が使用者に交付されます。

「所使同一の場合」及び「所使不同一であって登録識別情報の通知を希望しない場合」（通称：Aタイプ車検証）

番号 00125A

平成20年12月 20日

東京運輸支局長

# 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
品川 301 さ 1234		平成 20年 12月 20日	平成 20年 12月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン			
車名				乗車定員	最大積載量		車可重量	車両総重量		
トヨタ				5人			1230kg	1505kg		
車台番号				長さ	幅	高さ	前軸重量	前後軸重	後軸重量	後軸重量
SXA16-7051453				411cm	169cm	165cm	760kg			470kg
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃費の電報		型式指定番号	類別区分番号		
GF-SXA16G		3S		1.99 L	ガソリン		08946	0023		
所有者の氏名又は名称	運輸リース 株式会社 [00001]									
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3									
使用者の氏名又は名称	国土交通 太郎									
使用者の住所	東京都中央区築地2-11-17									
使用の広場の位置	***									
有効期間の満了する日	平成 23年 12月 19日		年 月 日							
備考	[品川], 新規登録 自動車重量税額 ¥37,800 10年アイドル規制車 以下余白									

2次元  
バーコード

2次元  
バーコード

「所使不同一であって登録識別情報の通知を希望する場合」(通称：Bタイプ車検証)

番号 00125 B

平成20年12月 20日

東京運輸支局長

# 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
品川 301 さ 1234		平成 20年 12月 20日	平成 20年 12月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン			
車名		乗車定員		最大積載量		車可重量	車両総重量			
トヨタ		5人		kg		1230kg	1505kg			
車台番号		長さ	幅	高さ	前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重		
SXA16-7051453		411cm	169cm	165cm	760kg	kg	kg	470kg		
型式	原動機の型式	燃料消費又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号				
GF-SXA16G	3S	kw	ガソリン		08946	0023				
使用者の氏名又は名称	国土交通 太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">所有者欄を削除</span>									
使用者の住所	東京都中央区築地2-11-17									
使用の六批の位置	***									
有効期間の満了する日	平成 23年 12月 19日	年	月	日						
備考	<p><b>[本自動車検査証発行時における所有者情報]</b>  <b>所有者の氏名又は名称</b> 運輸リース株式会社 [00001]  <b>所有者の住所</b> 東京都千代田区霞が関2-1-3          [品川], 新規登録          自動車重量税額 37,800          10年アイドル規制車          以下余白</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>車検証発行時点における所有者情報を記載</li> <li>車検証更新時まで所有者情報が更新されていれば、自動的に更新する。</li> <li>使用者の車検証記載事項の変更申請の対象外。</li> </ul> </div>									

2次元  
バーコード

2次元  
バーコード

全ての自動車について一時抹消登録時に交付  
番号 00226

# 登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号							
品川 302 た 1234		平成 20年 12月 20日	平成 5年 12月	R10-204027							
車名		型式		原動機の型式							
ニッサン		[213]	E-R10	GA15							
所有者の氏名又は名称	運輸リース 株式会社 [00001]										
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">使用者欄を削除</span>										
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
小型	乗用	自家用	箱型 [001]	5人	-kg	1030kg	1305kg				
総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 別	型式指定番号	類別区分番号	長 さ	幅	高 さ	前軸重量	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
1.49L	ガソリン	06549	0081	442cm	169cm	132cm	640kg	-kg	-kg	390kg	
有効期間の満了する日	平成 20年 12月 10日										
備 考											
[品川] , 一時抹消登録 53年度排ガス適合 以下余白											

登録識別情報データを埋め込み



[注意事項]

1. 本通知書は再発行できませんから、大切に保管して下さい。  
(自動車の新規登録、輸出の届出等をする場合に必要になります。)
2. 一時抹消登録された自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に交付して下さい。

平成 20年 12月 20日

東京運輸支局長

**道路運送車両法(昭和二十六年六月一日法律第百八十五号)**

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(登録の一般的効力)

**第四条** 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

**第五条** 登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

**2** 前項の規定は、自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)第二条 但書に規定する大型特殊自動車については、適用しない。

(自動車登録ファイル等)

**第六条** 自動車の自動車登録ファイルへの登録は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて行なう。

**2** 自動車登録ファイル及び前項の電子情報処理組織は、国土交通大臣が管理する。

(新規登録の申請)

**第七条** 登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

一 車名及び型式

二 車台番号(車台の型式についての表示を含む。以下同じ。)

三 原動機の型式

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 使用の本拠の位置

六 取得の原因

**2** 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

**3** 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 第七十一条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検査証

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証(発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。)

道路運送車両法(抜粋)

- 三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車(人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。)保安基準適合証
- 四 第七十一条の二第一項の規定による有効な限定自動車検査証の交付を受けた後に第九十四条の五の二第一項の規定による有効な限定保安基準適合証の交付を受けている自動車 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証
- 4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報処理機関」という。)に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもってそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。
- 一 第三十三条第四項 譲渡証明書
- 二 第七十五条第五項 完成検査終了証
- 三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証
- 四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証
- 5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。
- 6 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。

(新規登録の基準)

- 第八条** 国土交通大臣は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に該当する場合を除き、新規登録をしなければならない。
- 一 申請者が当該自動車の所有権を有するものと認められないとき。
- 二 当該自動車が新規検査を受け、保安基準に適合すると認められたもの又は有効な自動車予備検査証の交付を受けているものでないとき。
- 三 当該自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式(前条第三項各号に掲げる書面の提出をもって当該自動車の提示に代えた場合には、当該書面に記載されている車台番号及び原動機の型式)が申請書及び自動車検査証に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一でないとき。
- 四 その他その申請に係る事項に虚偽があると認めるとき。

(新規登録事項)

- 第九条** 新規登録は、自動車登録ファイルに第七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び新規登録の年月日を登録し、かつ、国土交通省令で定める基準により自動車登録番号を定め、これを自動車登録ファイルに登録することによつて行う。

(登録事項の通知)

- 第十条** 国土交通大臣は、新規登録をしたときは、申請者に対し、登録事項を書面により通知しなければならない。

(自動車登録番号標の封印等)

**第十一条** 自動車の所有者は、前条の規定により自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受け、国土交通省令で定めるところによりこれを当該自動車に取り付けた上、国土交通大臣(政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条において同じ。)又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者(以下この条において「封印取付受託者」という。)の行う封印の取付けを受けなければならない。

2 前項の規定は、自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。

3 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又はき損したとき(次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。)は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

4 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

5 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

(変更登録)

**第十二条** 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2 前項の申請をすべき事由により第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべきときは、これらの申請は、同時にしなければならない。

3 第一項の変更登録のうち、車台番号又は原動機の型式の変更に係るものについては、第八条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定を、その他の変更に係るものについては、同条(第四号に係る部分に限る。)の規定を準用する。

4 第十条の規定は、変更登録をした場合について準用する。

(移転登録)

**第十三条** 新規登録を受けた自動車(以下「登録自動車」という。)について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

道路運送車両法(抜粋)

- 2 国土交通大臣は、前項の申請を受理したときは、第八条第一号若しくは第四号に該当する場合又は当該自動車に係る自動車検査証が有効なものでない場合を除き、移転登録をしなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の申請について準用する。
- 4 第十条の規定は、移転登録をした場合について準用する。

(自動車登録番号の変更)

**第十四条** 国土交通大臣は、前二条の申請があつた場合その他の場合において、登録自動車についてその自動車登録番号が第九条の国土交通省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その自動車登録番号を変更するものとする。

- 2 第九条、第十条及び第十一条第一項の規定は、前項の規定による自動車登録番号の変更について準用する。

(永久抹消登録)

**第十五条** 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律 による情報管理センター(以下単に「情報管理センター」という。)に当該自動車が同法 の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。)がなされたことを知つた日)から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

- 一 登録自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。
- 2 引取業者(使用済自動車の再資源化等に関する法律 による引取業者をいう。第百条第一項第三号において同じ。)は、同法 の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。
- 3 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。
- 4 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのに永久抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

(輸出抹消登録)

**第十五条の二** 登録自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定める

道路運送車両法(抜粋)

ものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消仮登録証明書を交付するものとする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消仮登録証明書の具備について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。
- 4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

**第十六条** 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

- 2 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - 一 当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。
  - 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。
- 3 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものとする。
- 4 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

道路運送車両法(抜粋)

6 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第四項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第五項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

7 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するものとする。

(届出記録)

**第十七条** 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第二項若しくは第四項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(登録識別情報の通知)

**第十八条の二** 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、いつでも、国土交通大臣に対し、登録識別情報を通知することを請求することができる。

(登録識別情報の提供)

**第十八条の三** 新規登録(一時抹消登録があつた自動車に係るものに限る。)、変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録の申請をする場合には、申請者は、国土交通省令で定めるところにより、登録識別情報を提供しなければならない。ただし、申請者が登録識別情報を提供できないことにつき正当な理由がある場合その他国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 一時抹消登録があつた自動車を譲渡する者は、国土交通省令で定めるところにより、登録識別情報を譲受人に提供しなければならない。

(自動車登録番号標の廃棄等)

**第二十条** 登録自動車の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取り外し、国土交通省令で定める方法により、これを破壊し、若しくは廃棄し、又は国土交通大臣若しくは第二十五条の自動車登録番号標交付代行者に返納しなければならない。

一 第十四条第二項において準用する第十条の規定により自動車登録番号の通知を受けたとき。

二 第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録、第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けたとき。

三 第十五条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受けたとき。

2 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が第六十九条第二項の規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けなければならない。

道路運送車両法(抜粋)

- 3 前項の自動車の使用者が第六十九条第三項の規定により自動車検査証の返付を受けたときは、国土交通大臣は、遅滞なく、領置をした自動車登録番号標を返付しなければならない。
- 4 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の行う封印の取付けを受けなければならない。

(登録事項等証明書等)

**第二十二条** 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項等証明書」という。)の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第一百二条第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。
- 3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報(以下「登録情報」という。)の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務(以下「情報提供業務」という。)を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。
- 4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者又は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。
- 5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかとなるとき又は第一項の登録事項等証明書の交付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(登録識別情報の安全確保)

**第三十六条の三** 国土交通大臣は、その取り扱う登録識別情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の登録識別情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 自動車登録官その他の登録に関する事務に従事する国土交通省の職員又はその職にあつた者は、その事務に関して知り得た登録識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならない。

(自動車の検査及び自動車検査証)

**第五十八条** 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

- 2 自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

道路運送車両法(抜粋)

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

**第六十七条** 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 前項の規定は、行政区画又は土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証の記載事項の変更があつた場合については、適用しない。

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

**第一百八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、(～ 略 ～)の規定に違反した者

**第一百九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、(～ 略 ～)に違反した者

二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第十五条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

三 第十五条の二第一項本文の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をして輸出した者

### 道路運送車両法施行令(昭和二十六年六月三十日政令第二百五十四号)

(自動車登録番号標の封印等に関する離島及び市町村の指定)

**第二条** 法第十一条第一項の離島は、本土との隔絶の状態及び当該離島に使用の本拠を有する自動車の数を考慮して国土交通大臣が指定する離島とする。

2 法第十一条第一項の市町村は、自動車の使用の本拠の分布の状態を考慮して国土交通大臣が指定する市町村とする。

(権限の委任)

**第十五条** 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一 法第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。)、第四十三条第二項及び第五章(第六十三条第一項、第六十三条の二(第三項を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四を除く。))に規定する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるも

道路運送車両法(抜粋)

のを除く。) 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

- 二 法第十一条第三項 及び第五項、第十五条の二第四項(法第十六条第六項 及び第六十九条の二第五項 において準用する場合を含む。)及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項(法第六十九条の三 において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項、第六十二条第一項及び第二項(法第六十三条第三項 において準用する場合を含む。)、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項(第二号に係る部分(構造等変更検査に係るものを除く。))に限る。)、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項(新規検査に係るものを除く。)、同条第二項において準用する法第五十四条第四項 並びに第七十二条の三 に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項 に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長
- 三 法第十八条第一項 (法第六十九条の三 において準用する場合を含む。)に規定する国土交通大臣の権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(法第十八条第三項 (法第六十九条の三 において準用する場合を含む。))の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル)に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する地方運輸局長)
- 四 法第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限 自動車登録番号標交付代行者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長
- 2 法に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。
- 一 法第三十四条第二項 (法第七十三条第二項 において準用する場合を含む。)並びに第五十四条の二第四項 並びに第五項 に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第二号の規定により地方運輸局長に委任された権限 最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長
- 二 法第三十六条の二第三項 (法第七十三条第二項 において準用する場合を含む。)に規定する地方運輸局長の権限 自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長
- 三 法第四十三条第一項 及び第九十七条の三第一項 に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第一号の規定により地方運輸局長に委任された権限(法第四十三条第二項 に係るものを除く。) 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長
- 四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任された権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(法第十八条第三項 (法第六十九条の三 において準用する場合を含む。))の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル)に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)
- 3 法第五十四条第一項 の規定による命令及び指示並びに同条第四項 の規定による勧告並びに法第五十四条の二第一項 の規定による命令及び指示並びに同条第二項 の規定による標章のはり付

道路運送車両法(抜粋)

けは、自動車の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

- 4 法第五十四条第二項の規定による処分及び同条第三項の規定による処分の取消し並びに法第五十四条の二第六項の規定による処分は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
- 5 法第五十四条の三第一項の規定による報告徴収及び立入検査の権限は、自動車若しくはその部分の改造、装置の取付け若しくは取り外しその他これらに類する行為を行つた者の事務所その他の事業場の所在地又は自動車の使用の本拠の位置若しくは所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
- 6 法第九十二条の規定による命令は、自動車分解整備事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
- 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(表(略))

**道路運送車両法施行規則(昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号)**

(新規検査の申請)

**第三十六条** 新規検査を申請する者は、次の各号に該当する場合を除き、当該自動車の使用者の住所を証するに足りる書面を提出しなければならない。

- 一 当該自動車が国若しくは地方公共団体の使用する自動車又は自動車運送事業の用に供する自動車であるとき。
  - 二 当該自動車(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。)の所有者と使用者が同一であるとき。
- 2** 自動車運送事業の用に供する自動車に係る新規検査の申請書を提出する場合には、次の各号のいずれかに掲げる書面を提示しなければならない。
- 一 当該新規検査に係る事業用自動車の使用が、自動車運送事業の経営の開始に伴つて必要となる場合にあつては、道路運送法 による一般旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けたことを証する書面又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)による第二種貨物利用運送事業の許可を受けたことを証する書面及びこれらに係る事業計画(第二種貨物利用運送事業の場合にあつては、集配事業計画。以下この条において同じ。)を記載した書面
  - 二 当該新規検査に係る事業用自動車の使用が、自動車運送事業の事業計画の変更に伴つて必要となる場合にあつては、道路運送法、貨物自動車運送事業法 又は貨物利用運送事業法 による事業計画の変更の認可を受け、若しくは変更の届出をしたことを証する書面又は届出事項の変更の届出をしたことを証する書面及びこれらに係る事業計画又は届出事項を記載した書面
  - 三 当該新規検査に係る事業用自動車が、自動車運送事業者が既に使用していた事業用自動車の代替車である場合は、その旨を証する書面

道路運送車両法(抜粋)

- 3 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る登録識別情報等通知書(登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を提示しなければならない。

4~12略

(自動車検査証の記入の申請等)

**第三十八条** 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

- 2 第三十六条第二項の規定は、使用者の変更(当該自動車を引き続き自動車運送事業の用に供する場合に限る。)又は自動車運送事業の用に供しない自動車を自動車運送事業の用に供するものとするを事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。

3~8略

**自動車登録令(昭和二十六年六月三十日政令第二百五十六号)**

(共同申請)

**第十条** 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。

(単独申請)

**第十一条** 判決による登録、相続その他の一般承継による登録並びに自動車の新規登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録及び一時抹消登録は、登録権利者だけで申請することができる。

**第十二条** 自動車の変更登録は、登録名義人だけで申請することができる。

- 2 自動車の抵当権の登録名義人の表示の変更又は自動車の抵当権の登録名義人と自動車の登録名義人とが同一人となつた場合の抵当権のまつ消の登録は、登録名義人だけで申請することができる。

**国土交通省設置法(平成十一年七月十六日法律第百号)**

(地方運輸局)

**第三十五条** 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号(自動車車庫に係るものに限る。)、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。)、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号(運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

(運輸監理部)

**第三十六条** 地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。

2 運輸監理部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 運輸監理部の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所)

**第三十七条** 国土交通大臣は、地方運輸局又は運輸監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸支局を置くことができる。

2 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 運輸支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を置くことができる。

5 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

**国土交通省組織令(抄)(平成十二年六月七日 政令第二百五十五号)**

## 第三款 地方運輸局

(地方運輸局の名称、位置及び管轄区域)

**第二百十二条** 地方運輸局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道運輸局	北海道	北海道
東北運輸局	宮城県	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東運輸局	神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北陸信越運輸局	新潟県	新潟県 富山県 石川県 長野県
中部運輸局	愛知県	福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿運輸局	大阪府	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国運輸局	広島県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国運輸局	香川県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州運輸局	福岡県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(運輸監理部の名称、位置及び管轄区域)

**第二百十五条** 運輸監理部の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
神戸運輸監理部	神戸市	兵庫県

(運輸支局の名称、位置及び管轄区域)

**第二百十六条** 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

- 2 国土交通大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の運輸支局の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、国土交通省令で同項の管轄区域の特例(必要な経過措置を含む。)を定めることができる

(別表)

名称	位置	管轄区域
札幌運輸支局	札幌市	北海道のうち 札幌市 小樽市 夕張市 岩見沢市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩振興局管内 後志総合振興局管内 空知総合振興局管内のうち空知郡、夕張郡及び樺戸郡
函館運輸支局	函館市	北海道のうち 函館市 北斗市 渡島総合振興局管内 檜山振興局管内
旭川運輸支局	旭川市	北海道のうち 旭川市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 空知総合振興局管内のうち雨竜郡 上川総合振興局管内 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内
室蘭運輸支局	室蘭市	北海道のうち 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 胆振総合振興局管内 日高振興局管内
釧路運輸支局	釧路市	北海道のうち 釧路市 根室市 釧路総合振興局管内 根室振興局管内
帯広運輸支局	帯広市	北海道のうち 帯広市 十勝総合振興局管内
北見運輸支局	北見市	北海道のうち 北見市 網走市 紋別市 オホーツク総合振興局管内
青森運輸支局	青森市	青森県
岩手運輸支局	岩手県紫波郡 矢巾町	岩手県
宮城運輸支局	仙台市	宮城県
秋田運輸支局	秋田市	秋田県
山形運輸支局	山形市	山形県
福島運輸支局	福島市	福島県
茨城運輸支局	水戸市	茨城県

## (参考③)

栃木運輸支局	宇都宮市	栃木県
群馬運輸支局	前橋市	群馬県
埼玉運輸支局	さいたま市	埼玉県
千葉運輸支局	千葉市	千葉県
東京運輸支局	東京都	東京都
神奈川運輸支局	横浜市	神奈川県
山梨運輸支局	笛吹市	山梨県
新潟運輸支局	新潟市	新潟県
富山運輸支局	富山市	富山県
石川運輸支局	金沢市	石川県
長野運輸支局	長野市	長野県
福井運輸支局	福井市	福井県
岐阜運輸支局	岐阜市	岐阜県
静岡運輸支局	静岡市	静岡県
愛知運輸支局	名古屋市	愛知県
三重運輸支局	津市	三重県
滋賀運輸支局	守山市	滋賀県
京都運輸支局	京都市	京都府
大阪運輸支局	寝屋川市	大阪府
奈良運輸支局	大和郡山市	奈良県
和歌山運輸支局	和歌山市	和歌山県
鳥取運輸支局	鳥取市	鳥取県
島根運輸支局	松江市	島根県
岡山運輸支局	岡山市	岡山県
広島運輸支局	広島市	広島県
山口運輸支局	山口市	山口県
徳島運輸支局	徳島市	徳島県
香川運輸支局	高松市	香川県
愛媛運輸支局	松山市	愛媛県

高知運輸支局	高知市	高知県
福岡運輸支局	福岡市	福岡県
佐賀運輸支局	佐賀市	佐賀県
長崎運輸支局	長崎市	長崎県
熊本運輸支局	熊本市	熊本県
大分運輸支局	大分市	大分県
宮崎運輸支局	宮崎市	宮崎県
鹿児島運輸支局	鹿児島市	鹿児島県

### 地方運輸局組織規則(平成十四年六月二十四日国土交通省令第七十三号)

(自動車検査登録事務所及び海事事務所)

**第百四十八条** 国土交通省設置法第三十七条第四項に規定する地方運輸局、運輸監理部及び運輸支局の事務所は、自動車検査登録事務所及び海事事務所とする。

#### 第二節 自動車検査登録事務所

(自動車検査登録事務所)

**第百四十九条** 自動車検査登録事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。  
2項～8項(略)

別表第三 (自動車検査登録事務所の名称、位置及び管轄区域)(第百四十九条第一項関係)

名称	位置	管轄区域
八戸自動車検査登録事務所	八戸市	青森県のうち八戸市、十和田市、三沢市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町に限る。)及び三戸郡
庄内自動車検査登録事務所	山形県東田川郡三川町	山形県のうち鶴岡市、酒田市、東田川郡及び飽海郡
いわき自動車検査登録事務所	いわき市	福島県のうちいわき市、東白川郡、石川郡、田村郡(小野町に限る。)及び双葉郡
土浦自動車検査登録事務所	土浦市	茨城県のうち土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、稲敷郡、結城郡、猿島郡及び北相馬郡

## (参考③)

佐野自動車検査登録事務所	佐野市	栃木県のうち足利市、栃木市、佐野市、小山市及び下都賀郡(野木町及び岩舟町に限る。)
所沢自動車検査登録事務所	所沢市	埼玉県のうち川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市及び入間郡
熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市	埼玉県のうち熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、比企郡、秩父郡、児玉郡及び大里郡
春日部自動車検査登録事務所	春日部市	埼玉県のうち春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、南埼玉郡のうち宮代町及び北葛飾郡
習志野自動車検査登録事務所	船橋市	千葉県のうち市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市及び印旛郡(栄町に限る。)
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市	千葉県のうち館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、長生郡、夷隅郡及び安房郡
野田自動車検査登録事務所	野田市	千葉県のうち松戸市、野田市、柏市、流山市及び我孫子市
練馬自動車検査登録事務所	東京都練馬区	東京都のうち新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区及び練馬区
足立自動車検査登録事務所	東京都足立区	東京都のうち台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
八王子自動車検査登録事務所	八王子市	東京都のうち八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡
多摩自動車検査登録事務所	国立市	東京都のうち立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市及び稲城市
川崎自動車検査登録事務所	川崎市	神奈川県のうち川崎市
湘南自動車検査登録事務所	平塚市	神奈川県のうち平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡

## (参考③)

相模自動車検査登録事務所	神奈川県愛甲郡愛川町	神奈川県のうち相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛甲郡
長岡自動車検査登録事務所	長岡市	新潟県のうち長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、三島郡、南魚沼郡、中魚沼郡及び刈羽郡
松本自動車検査登録事務所	松本市	長野県のうち松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
飛騨自動車検査登録事務所	高山市	岐阜県のうち高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡
浜松自動車検査登録事務所	浜松市	静岡県のうち浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市及び周智郡
沼津自動車検査登録事務所	沼津市	静岡県のうち沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡及び駿東郡
豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市	愛知県のうち豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡
西三河自動車検査登録事務所	豊田市	愛知県のうち岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幡豆郡及び額田郡
小牧自動車検査登録事務所	小牧市	愛知県のうち一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、清須市、北名古屋市、西春日井郡及び丹羽郡
なにわ自動車検査登録事務所	大阪市	大阪府のうち大阪市
和泉自動車検査登録事務所	和泉市	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡及び南河内郡
姫路自動車検査登録事務所	姫路市	兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡及び美方郡
福山自動車検査登録事務所	福山市	広島県のうち竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

(参考③)

北九州自動車検査登録事務所	北九州市	福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡及び築上郡
久留米自動車検査登録事務所	久留米市	福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡
筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市	福岡県のうち直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び田川郡
佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市	長崎県のうち佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡及び北松浦郡
厳原自動車検査登録事務所	対馬市	長崎県のうち対馬市及び壱岐市
大島自動車検査登録事務所	奄美市	鹿児島県のうち奄美市及び大島郡